

2019年度事業のご報告(2019年4月1日~2020年3月31日)

とねしん レポート2020

—— 地域で一番身近な「とねしん」を目指して ——



満開の桜 (沼田公園)

© 2020 Kakizaki Design Studio.,Ltd.

目次

利根郡信用金庫と地域社会	3
CSR（企業の社会的責任と地域貢献活動）	5
中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取り組みの状況	9
総代会制度について	11
とねしんの概要	13
店舗一覧	14
とねしんの沿革	15
地域の写真館	16
とねしんの考え方	17
営業のご案内	21
とねしんの状況（資料編）	28

とねしん

経営理念

1. 地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む。
2. 柔軟で創造性の高い組織力を発揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
3. 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

基本方針

1. 地域社会の発展と会員・顧客の繁栄に奉仕するため、健全なる経営のもとに業績の進展に努める。
2. 役職員一体となり相互に信頼と理解を深め、希望に満ちた明るい職場をつくる。

行動指針

1. 私たちは地域社会の一員として誇りをもって行動します。
2. 私たちは積極かつ迅速に行動します。
3. 私たちは何事にも信念をもって行動します。
4. 私たちは明るい笑顔、感謝の心をもって行動します。
5. 私たちはより高い目標に向かって行動します。

中長期的経営ビジョン

「地域ファースト／お客様ファースト」
～地域の発展とお客様へ幸せを運ぶ信金を目指して～

ビジネスモデル

<地域密着型金融の徹底と強化>

1. 地域密着型に注力し、顧客との対話により親交を深め、収集した情報・人脈を活用し顧客ニーズに応える。
2. 新規先、既存先、創業者等すべての顧客に対し事業内容や成長可能性などを適切に評価し積極的に関与していく。
3. 販路拡大の支援、事業承継の支援、各種公的支援制度等の紹介・提案を積極的に行い、新たな資金ニーズを発掘する。
4. 地域経済の再生・活性化に資するべく創業・第二創業対策等に積極的に取り組む。
5. 事業性評価を重視し担保・保証に過度に依存しない融資を推進する。
6. 適切な事業性評価や顧客のニーズに応じた提案や課題解決のできる専門知識を有した人材を育成する。

ごあいさつ



会長 (代表理事)

峯川卓美



理事長 (代表理事)

坂井隆

皆様には平素より私ども利根郡信用金庫に対し格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。役職員一同、心より御礼申し上げます。

当金庫に対するご理解を一層深めていただくために、本年もディスクロージャー誌「とねしんレポート2020」を作成いたしました。

本誌では、当金庫の経営方針や業務内容・業績のほか、この1年間に皆様と特にご関係のあります話題などについて、なるべく見やすく掲載することを心掛けました。当金庫の経営内容をご理解いただければ幸いに存じます。

昨年度のがわが国経済は、これまでマクロでは緩やかな回復傾向が続いているとされてきましたが、景気の先行きについては、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、日韓摩擦等の不安定な海外情勢が輸出・観光に悪影響を及ぼしていることに加え、昨年10月の消費税率引上げ後に支出を抑える動きがみられるなど、景気の先行きの不透明感が増してきております。さらに、昨年末から発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって企業活動が多大な影響を受けており、世界規模での景気悪化も顕在化しております。これらに加え、出生数の減少に歯止めがかからない中、地方における人口減少や少子高齢化が加速しているほか、中小企業に人手不足や経営者の高齢化、後継者難といった構造的な問題が深刻化しております。

こうした中、政府は、安心と成長の未来を拓く総合経済対策に加えて、危機克服に向け新たに補正予算を編成し事業規模117兆円の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を策定する一方、人口減少社会において地方創生を推進するため、人工知能(AI)、IoT、ロボット、ビッグデータ等の活用推進、ダイバーシティを重視した雇用制度改革等を続けております。また、社会的課題の解決と経済社会全体の持続的発展につなげるべく官民双方でSDGs(持続可能な開発目標)の取組みが進められております。

金融面では、日本銀行の長引く超低金利政策が金融機関の利益の確保に悪影響を及ぼし、金融システム面における副作用がより一層顕在化しつつあります。さらに、近年金利引上げ傾向にあった欧米各国も引下げに転じたことにより、世界的な低金利環境が長期化の様相を呈しております。

もとより当金庫は、協同組織の地域金融機関として豊かで持続可能な地域社会づくりを目指し、長期的な視点のもとで中小企業の育成と地域経済の発展に取り組んでまいりました。今年度においても、様々な環境変化を見据えながらビジネスモデルの徹底を図り、地域における課題解決力の一層の強化に努めるとともに、地域と中小企業の成長・発展に貢献すべく全力を挙げて邁進してまいります。

こうした中で、当金庫の2019年度預金残高は、相続に伴う預金の流出などが影響し、定期性預金は減少したものの、年金受給口座獲得の積極的な推進等もあり流動性預金は順調に推移いたしました。また、貸出金残高は、新規・肩代りの積極的な取り組みにより事業性貸出が順調に推移したほか、個人向け貸出も増加いたしました。一方、地公体・独立行政法人等向け貸出は減少いたしました。

その結果、預金残高は、対前期比約30億円増加の1,744億円、貸出金残高は、対前期比約15億円増加の910億円となりました。当期純利益は1億41百万円となり、健全性を表す指標である自己資本比率については、10.69%となり国内基準の金融機関の健全性の指標である4%を大きく上回る水準を維持しております。

今後においても、当金庫は協同組織の地域金融機関としての社会的使命と役割を踏まえ、地域の皆様への負託に応えられるよう、健全経営に徹し努力してまいります。

本年度もより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

2020年7月

利根郡信用金庫と地域社会

地域社会の一員として、地域の皆様と強い絆でネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めてまいります。

利根郡信用金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

貸出金に関する事項

お客様からお預け入れいただいた大切な預金・積金につきましては、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、設備資金に359億円、運転資金に550億円をご融資しております。

うち、個人のお客様には住宅ローンに128億円、消費者ローン等に34億円をご融資しており、地方公共団体へは163億円をご融資しております。

取引先への支援等

当金庫は、経済環境が変化する中、業績が伸び悩んでいるお客様に対し、事業、財務内容等の分析を行い、打開する為の改善策や経営改善計画のアドバイス等の生きた支援を行うため、地域産業支援部による取引先企業の経営改善支援に積極的に取り組み、支店との連携による経営改善計画の策定及び実践にかかるサポートを実施しております。

今後も地域社会の一員として、地元の中小企業者の方々や住民の皆様と強い絆とネットワークを形成し、地域経済の発展に努めてまいります。

お客様 / 会員

会員数：16,718人

貸出金

910億70百万円

支援
サービス



迦葉山弥勒寺の天狗



水上温泉郷



名胡桃城址



菅沼キャンプ村



尾瀬ヶ原



谷川岳と諏訪峡

預金・積金

1,744 億 32 百万円

預金積金に占める貸出金の割合

2020年3月末 **52.20%**

出資金

5 億 20 百万円

預金・積金に関する事項

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、サービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

また、皆様にご満足いただけるよう様々な預金商品をご用意しております。

貸出以外の運用に関する事項

当金庫の2020年3月末の有価証券残高は、653億円です。当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用については、大部分を安全第一に心掛けて、公社債を中心とした債券で運用しております。

2020年3月末

余資運用残高 890億46百万円

※余資とは預け金、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、信金中金出資金のことをいいます。

利根郡信用金庫

常勤役員数

183人

店舗数

16店舗

CSR（企業の社会的責任と地域貢献活動）

利根郡信用金庫 SDGs宣言

利根郡信用金庫は経営理念のもと、国連が提唱する【SDGs】(持続可能な開発目標)の達成に貢献するために、事業活動を通じて地域社会の活性化に向けた支援を行うことにより、持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。

2020年4月1日
利根郡信用金庫
理事長 坂井 隆

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



経営理念

- 1 地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む。
- 2 柔軟で創造性の高い組織力を発揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
- 3 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

SDGsに関する当金庫の取り組みについて

重要課題	取り組み例	対応する主なSDGs
A.地域経済の活性化 地域経済の発展と地域振興に向けた取り組みを拡充し、お客様の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。	a-1 地域の市町村や商工会議所と連携協定を結び創業・新規事業等の支援を行い、持続可能な地域社会の実現をめざしております。 a-2 企業の課題解決やニーズの検討に努めております。 a-3 職域サポートへの取り組みを行っております。 a-4 「農業経営アドバイザー資格」を取得し農業経営者からの幅広い要望に対応できるよう努めております。 a-5 マイカーローン、教育資金の他、投資信託、信託商品、各種保険等、お客様の相談内容やライフプランに合わせた金融商品の提案を行っております。 a-6 「とねしんふるさと基金」を通じ、ふるさとの文化事業への支援を実施しております。	
B.少子高齢化に起因する将来不安の解消 若年層への金融リテラシー向上や各種イベントによる健全育成、高齢者への親身な対応を行います。	b-1 認知症サポーター制度に参加しております。 b-2 特殊詐欺の撲滅に取り組んでおります。 b-3 若年層への資産形成支援に努めております。 b-4 幼児を対象に、アンパンマンイベントを開催しております。 b-5 小学生を対象に、夏休み親子旅行を行っております。 b-6 小・中学生を対象に、とねしん杯オープン卓球大会を開催しております。	
C.地球温暖化、気候変動への対応 地球にやさしく社会と融和した金融機関を目指し、地域の豊かな環境保全への取り組みを行います。	c-1 カーボンオフセット、植物油インキ、F S Cミックスの紙を利用して製造した通帳やディスクロージャー誌を導入しております。 c-2 サービス品にサトウキビ繊維を利用した「エコキッチンペーパー」を採用しております。 c-3 クールビズ、ウォームビズを実施しております。 c-4 店舗照明のLED化を進めております。 c-5 自然災害に関する被災地支援を行っております。 c-6 A T Mジャーナルの廃止や通帳レスによるペーパーレス化の推進に努めております。 c-7 尾瀬のゴミ持ち帰り活動や大清水への水芭蕉植栽等への寄付を行っております。	
D.人材育成の強化 すべての職員が輝くための組織作りに向けて、地域や地域のお客様の課題解決を担う人材育成や働き方改革への取り組みを行います。	d-1 「健康経営優良法人2020(中小企業法人部門)」として日本健康会議より認定されております。 d-2 メンター制度による新入職員の育成を行っております。 d-3 障害者の働きやすい環境及び雇用に向けて努めております。 d-4 女性職員の働く環境の整備に努めております。 d-5 高齢者等の雇用の安定等に努めております。 d-6 経営戦略検討会議(ブロック会議)を通じて職員の意見を経営に反映させ、やりがいを実感できる職場づくりを推進しております。 d-7 「公的資格取得奨励制度」による職員の能力開発と自己啓発意欲の向上への取り組みを行っております。 d-8 各種ボランティアへの参加を行っております。	

地域の市町村や商工会議所・商工会と連携協定を結び創業・新規事業等の支援を行い、持続可能な地域社会の実現をめざしております。

○地域経済活性化に関する連携協定

沼田商工会議所、沼田市東部商工会、みなかみ町商工会、片品村商工会、川場村商工会、昭和村商工会と地域経済活性化に関する連携協定を結びました。

活力ある地域社会を作り地域経済発展を図ることを目的とし、事業承継支援、起業・創業の支援、販路拡大支援、企業誘致、その他地域経済発展のための事業者支援において、相互の交流、知識、機能、情報の共有を図ってまいります。



○「沼田市海外販路開拓チャレンジ事業」

「沼田市海外販路開拓チャレンジ事業」の一環として、沼田市長および市役所、商工会職員および参加事業者に帯同しました。中国成都市および江油市を訪問し、視察・交流・事業者支援を行いました。

○デジタルスキル向上セミナーの開催

デジタルスキル向上セミナーを上記商工6団体および沼田市と共催いたしました。

○群馬県保証協会と相互協力に関する連携

地域経済の活性化と発展の促進を図るため相互連携協力に関する覚書を結び、地方創生における地域産業の競争力強化に取り組んでまいります。

- ①中小企業に対し事業性評価等を活用した円滑な資金供給を行うこと
- ②創業計画支援・創業資金融資・創業後のモニタリング等、各種創業支援について相互協力を行うこと
- ③中小企業の経営課題解決や経営目標達成に向けた経営支援、事業承継、生産性向上、販路拡大支援等について相互協力を行うこと
- ④人材育成を目的とした人材交流等を行うこと
- ⑤相互協力を実効的なものにするための情報交換を行うこと



○パーソルホールディングス(株)と業務提携

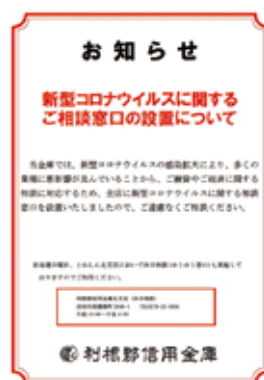
地域事業者の課題解決に向けた積極的な取り組みとして、人材確保に課題を抱える地元企業をサポートするために、人材に関するサービスを提供するパーソルホールディングス(株)と業務提携を行いました。

企業の課題解決やニーズの検討に努めております。

○「新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客様へ」

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客様へ積極的な支援を行う為、全支店に「新型コロナウイルスに関する相談窓口」を設置しております。

新規お借入やご返済についての相談を承っており、群馬県の「新型コロナウイルス感染症対応資金」をはじめ、各種融資を取り扱っていますので、是非ともご相談ください。



「とねしんふるさと基金」を通じ、ふるさとの文化事業への支援を実施しております。

○ボーイスカウトへの寄付

ボーイスカウト沼田第一団へ活動教材等の購入資金を寄付しました。



○緊急告知FMラジオの寄贈

迅速的確な情報発信で市民の被害防止に役立てて頂くため、緊急告知FMラジオを沼田市に寄贈しました。沼田市では、避難の支援が必要な家庭を優先してラジオを配布しております。



○尾瀬保護財団への寄付

尾瀬の自然保護を目的とした横断幕設置費用を尾瀬保護財団へ寄付しました。

幼児を対象に、アンパンマンイベントを開催しております。

○アンパンマン祭

「とねしんで遊ぼう!」「楽しい思い出をつくろう!」日頃、金融機関という堅苦しいイメージをもっている方にもっと「とねしん」を身近に感じていただくため、子どもたちの人気キャラクター「アンパンマン」の第7回目のお祭りを2019年10月5日に行いました。当日はおよそ1,000名のお客様がご来場し、子どもたちにも大変喜んでいただきました。

また、近隣の保育園・幼稚園の子どもたちが作成したぬり絵、約1,000枚も展示いたしました。



小学生を対象に、夏休み親子旅行を行っております。

○「夏休み親子旅行」

イベントの一つとして、2019年8月7日に夏休み親子旅行「そなエリア東京と東京タワーの旅」を実施しました。78名のお客様にご参加いただき、「夏休みの良い思い出になった」「また来年も参加したい」など、多くの好評のお言葉をいただきました。



小・中学生を対象に、とねしん杯オープン卓球大会を開催しております。

○「とねしん杯オープン卓球大会」

当金庫では2008年より、地域金融機関のCSR（企業の社会的責任）と社会貢献活動の一環として、地域の青少年健全育成と卓球競技の振興を図ることを目的に、県内北毛地区の小中学生を対象とした「とねしん杯オープン卓球大会」の開催を始めました。

体育館耐震工事により2018年度は開催できませんでしたが、2019年度の開催では第11回を数え、参加選手は延べ4,342人にも及び、「とねしん杯を制する者は群馬を制す」とも言われるほどレベルの高い大会に成長し、同大会を経て、その後群馬県チャンピオンとなり全国大会に歩を進めた子ども達もいます。

参加選手や学校関係者からも非常に多くの「感謝」のお言葉をいただいております。今後も継続して開催し、卓球競技を通じ子どもたちの成長を見守り、地域貢献に寄与していきます。



○「とねしん倶楽部」

お客様の健康で豊かな生活を目指し、お客様同士およびお客様と当金庫との親睦を深めるため毎年旅行を企画しております。節目の10回目となる今回は2019年10月に「南三陸志津川の旅」を実施し、合計259名のお客様に参加いただきました。二本松信用金庫様の温かいおもてなしを受け、思い出深い旅行とすることができました。



「健康経営優良法人 2020（中小企業法人部門）」として日本健康会議より認定されております。

○「健康経営優良法人認定制度」

地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している「健康経営優良法人2020（中小企業部門）」として認定されました。



各種ボランティアへの参加を行なっております。

○「望郷ライン・センチュリーライド」開催に係るボランティアに参加

2011年から群馬県利根沼田振興局が中心となり開催されている「望郷ライン・センチュリーライド」に、第1回より協賛およびスタッフ係員として協力させていただいております。2019年で第9回目となり、今回も県外はもちろん台湾からの選手も参加し、総勢1,000名近くの選手が参加する大きな大会となりました。



○「沼田花火大会」開催に係るボランティアに参加

市民の「ふれあいと絆」そして明るく希望に満ちた「未来」を届ける場所として2019年9月14日に開催された「第7回沼田花火大会」にボランティアスタッフとして参加しました。



地域の皆様との繋がりを大切に考え、地元郷土の祭りや、各種イベントに積極的に参加しております。

○郷土のお祭りへの参加

群馬県北部に位置する利根沼田地区最大のお祭りである「沼田まつり」や「渋川へそ祭り」などさまざまなお祭りに大勢の役職員が参加しています。



その他

○献血活動

「たすけあい」の精神のもと多数の役職員による献血活動を定期的に行っております。

本店駐車場にて行い、一般のお客様も含め、多くの役職員が献血活動に協力しました。



○清掃活動

毎年6月15日の「信用金庫の日」に合わせて、道路清掃を行っております。「とねしん」の文字の入ったビズを職員全員が着用し清掃活動に取り組むことにより職員意識も更に高まっています。



1. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

“とねしん”では、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等についてご相談があった場合には、お客様の抱えている問題を真摯に受け止め、その解決に向けて全力で取り組んで参ります。

① 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様に、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下の通り、必要な態勢整備を図っております。

- ・専門性の高い経営支援を行うため、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関としての認定を取得しております。
- ・お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に地域産業支援部を設置し、営業店と連携しながら財務分析だけでなく、財務改善のアドバイス、経営改善計画策定等のお手伝いをさせていただいております。
- ・お客様の事業価値を見極める能力を向上させるため、総務部人事課や審査部、地域産業支援部が営業店職員に対して研修を実施しております。
- ・お客様の状況に応じて、他の金融機関や保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じた時は、お客様の同意を得たうえで守秘義務に留意しつつ、これらの関係機関と緊密な連携を図っております。また必要に応じて群馬県中小企業再生支援協議会などの外部機関や、民間コンサルタント会社などの外部専門家とも連携することにより、効果的な経営支援を実施しております。
- ・お客様の事業創造等のお手伝いのため、「補助金・助成金等相談連絡窓口」を営業店に設置し、各種補助金の案内や相談に取り組んでおります。

③ 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

- ・沼田市と地域経済活性化に関する連携協定を結び、相互の交流及び知識・機能・情報等の活用を図ることによって、円滑な創業者支援、事業者支援と企業誘致に係る情報提供などに努めています。

・創業支援先数（支援内容別）

①創業計画の策定支援	4社
②創業期の取引先への融資（プロパー）	2社
創業期の取引先への融資（信用保証付き）	2社
③政府系金融機関や創業支援機関の紹介	0社
④ベンチャー企業への助成金・融資・投資	0社

b. 成長段階における支援

- ・販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）

しのめビジネスマッチングによる成約他

販路開拓支援を行った先数（地元） 4社

- ・地域経済において大きな役割を果たす中小企業の事業活動を支援し、本県経済の活力向上を目的とした、県産業政策課を事務局とする群馬県中小企業サポーターズ協議会に参加しております。中小企業サポーターとして、きめ細やかな企業の経営支援を展開することで、企業が抱える課題の直接解決を図り、また適切な専門機関を紹介するなど課題解決の支援を行っております。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・（一社）群馬県商工会議所連合会と中小企業等の事業承継支援に関する連携協定を結び、後継者未定の企業に対して相談者との面談及び課題やニーズの聞き取りを行い、課題解決に向けた支援策の提案を行っております。

	期初 債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	αのうち再生 計画を策定 している 全ての先数 δ	経営改善 支援取組み率 α / A	ランク アップ率 β / α	再生計画 策定率 δ / α
合計	1,036	12	0	8	8	1.16%	0.00%	66.67%



④地域の活性化に関する取り組み状況

地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション

・全取引先数と地域の取引先数の推移、及び、地域の企業数との比較（先数単体ベース）

全取引先数…………… 1,003社

地域別の取引先数…………… 1,003社

地域別の企業数…………… 42,175社

※地域別の企業数は、総務省・経済産業省が公表している全国集計結果

「平成28年経済センサスー活動調査」（平成28年6月1日）

沼田市、みなかみ町、昭和村、片品村、川場村、前橋市、渋川市、吉岡町、高崎市、榛東村の民営事業所数の合計

・メイン取引（融資残高1位）先数及び、全取引先数に占める割合（先数単体ベース）

メイン取引（融資残高1位）先数…………… 442社

全取引先数に占める割合…………… 44.1%

※自己査定データの「取引状況」主力の先をメイン先とする

また、地域の活性化に関する取り組みにつきましては6ページの「とねしんのCSR」をご覧ください。

2. 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

○「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2019年度
新規に無保証で融資した件数	24件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	2.4%
保証契約を解除した件数	7件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件



総代会制度について

1. 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



<総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。>

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、100人以上130人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

なお、2020年3月31日現在の総代数は110人で、会員数は16,718人です。

(2) 総代の選任方法

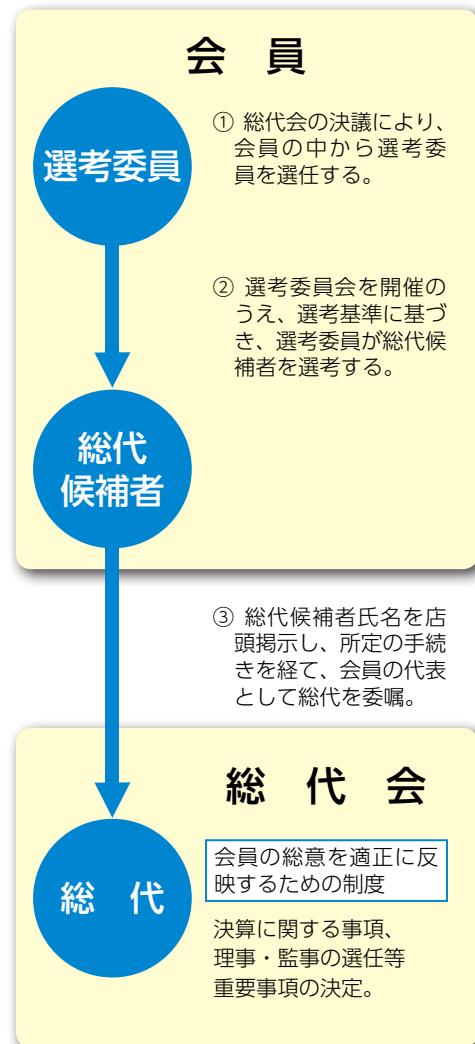
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

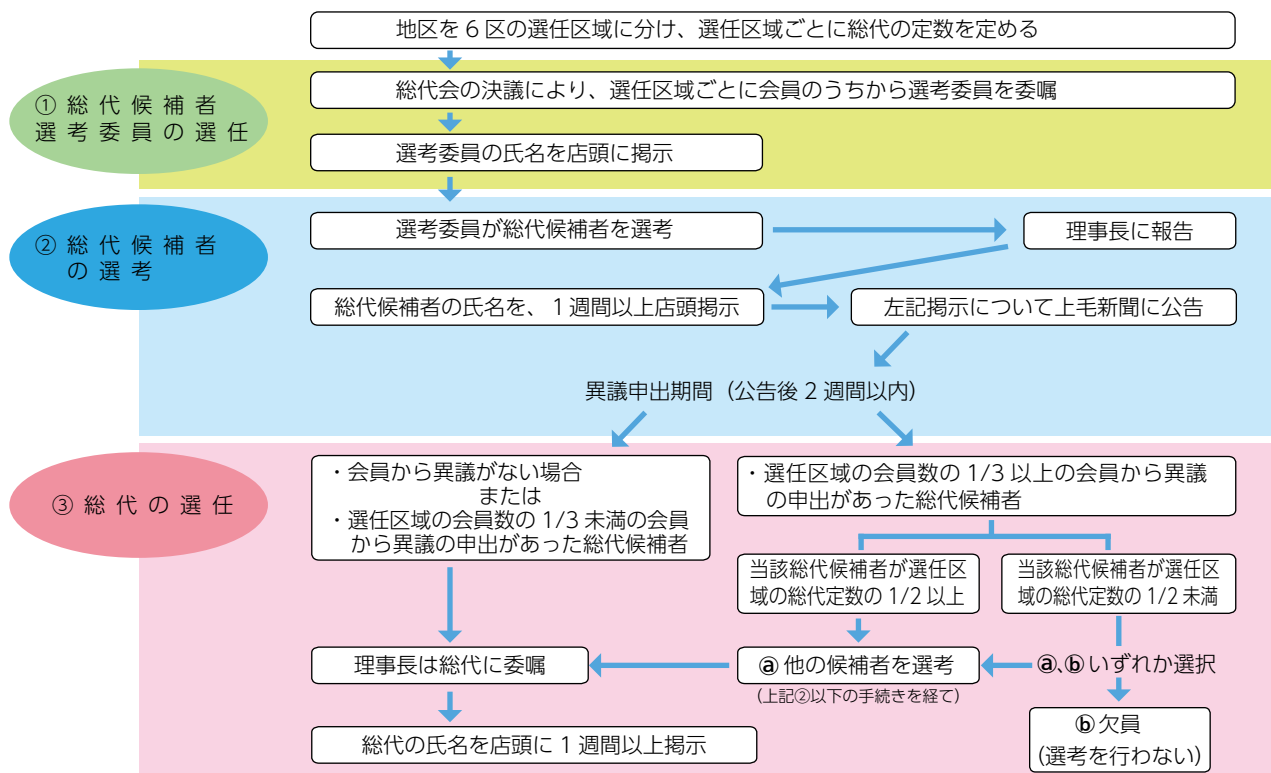
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員会を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員会が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(注) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で80歳を超えていない者
- ② 適格要件
 - ・総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・良識をもって正しい判断ができる者
 - ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・その他総代候補者選考委員会が適格と認めた者



(3) <総代が選任されるまでの手続きについて>



3. 総代の氏名について

2020年6月30日現在

(支店別あいうえお順、敬称略)

選任区域及び総代氏名 ※丸数字は1968年以降の総代就任(重任)回数。

第1区 沼田市(除く、白沢町、利根町)

今井 幸吉④ 生方 眞司③ 金井 利夫⑨ 金井 則夫③ 栗原 克之① 小林 賢一① 須田 政男① 武井 順一③ 野村 治⑤
 長谷川康三② 林 俊樹① 原澤ふじ子① 原田 良美② 樋口 建介⑨ 藤野 伸夫④ 松井 信一⑨ 宮田 洋① 柳 信男④
 吉野 登① 割田 一敏⑦ 安藤 尚武① 飯島 千明① 井熊 開三② 石澤雄一郎③ 植村 仁① 小池信一郎① 小林 信広①
 須田 章夫⑧ 須田 千秋① 関上 忠成⑥ 林 孝司⑤ 山田 司⑥ 横山 公一⑧ 関 英一⑤ 村山 信行⑥ 春日 政志⑤
 金谷順一郎① 佐々木 隆① 澁谷 和男④ 平井 良明⑥ 笛木 邦昭⑤ 福田 皓史② 本多 清男④

第2区 沼田市白沢町、利根町

相田 聡③ 岡村 正② 金子 千明⑤ 金子 光広① 小林 利之④ 角田 博④ 星野 眞輝① 宮田 純一⑤ 山田 利幸③

第3区 利根郡川場村、片品村、昭和村

石井 敬治⑥ 澤浦 彰治② 高橋 学③ 治田 貞賢③ 藤井 富夫③ 松井 文夫⑦ 小川 清⑥ 笠原 精作④ 角田 恵子①
 星野 辰也① 星野 寛④ 見城 光男⑤ 関 真一④ 永井 彰一④ 宮内 明彦①

第4区 利根郡みなかみ町、新潟県南魚沼郡湯沢町

河合 幸雄⑧ 久保 喜英② 鈴木八一郎① 須田 高幸③ 永井 郁① 沼尻 好彦① 岡田 洋一④ 岡村興太郎⑩ 木内 孝広④
 窪田 金嘉③ 田村 和寿① 林 一彦⑤ 林 安信⑦ 原澤 武① 笛木 太弘④ 渡部 通④ 青木 誠① 阿部 明彦②
 入内島一崇③ 小林 清之① 遠山 勝也④ 前原正一郎① 森下 幹夫①

第5区 渋川市、吾妻郡中之条町(除く、旧六合村)、東吾妻町、高山村

生方 秀頭① 小笠原健泰⑤ 狩野 明⑤ 坂田 泰造⑦ 杉木 基泰③ 角田 準一③ 原澤 弘① 齋藤 清海④ 横山 和弘①
 吉田 正男⑥ 都筑 茂③

第6区 前橋市、高崎市(除く、旧倉渚町、旧新町、旧榛名町、旧吉井町)、北群馬郡

浅野 幹雄① 五十嵐 修④ 大島 秀夫① 金子 茂① 小泉 勲⑤ 角田 恭伸① 村上 重夫⑤ 金井 修③ 立見 丈夫④

〔総代の属性等別構成比〕

職業別：法人・法人代表者 84.5%、個人事業主 11.8%、個人 3.6%

年代別：80代 1.8%、70代 32.7%、60代 39.1%、50代 22.7%、40代 3.6%

業種別：農業・林業 4.7%、建設業 18.9%、製造業 10.4%、電気・ガス・熱供給・水道業 0.9%、情報通信業 0.9%、運輸業・郵便業 3.8%、卸売業・小売業 32.1%、金融・保険業 1.9%、不動産業・物品賃貸業 2.8%、学術研究、専門・技術サービス業 1.9%、宿泊業・飲食サービス業 8.5%、生活関連サービス業・娯楽業 2.8%、医療・福祉 4.7%、複合サービス事業 0.9%、サービス業(他に分類されないもの) 3.8%、公務(他に分類されないものを除く) 0.9%

※1 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。※2 業種別の分類は日本標準産業分類(大分類)による。

第69期通常総代会の決議事項

令和2年6月25日 第69期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

第69期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

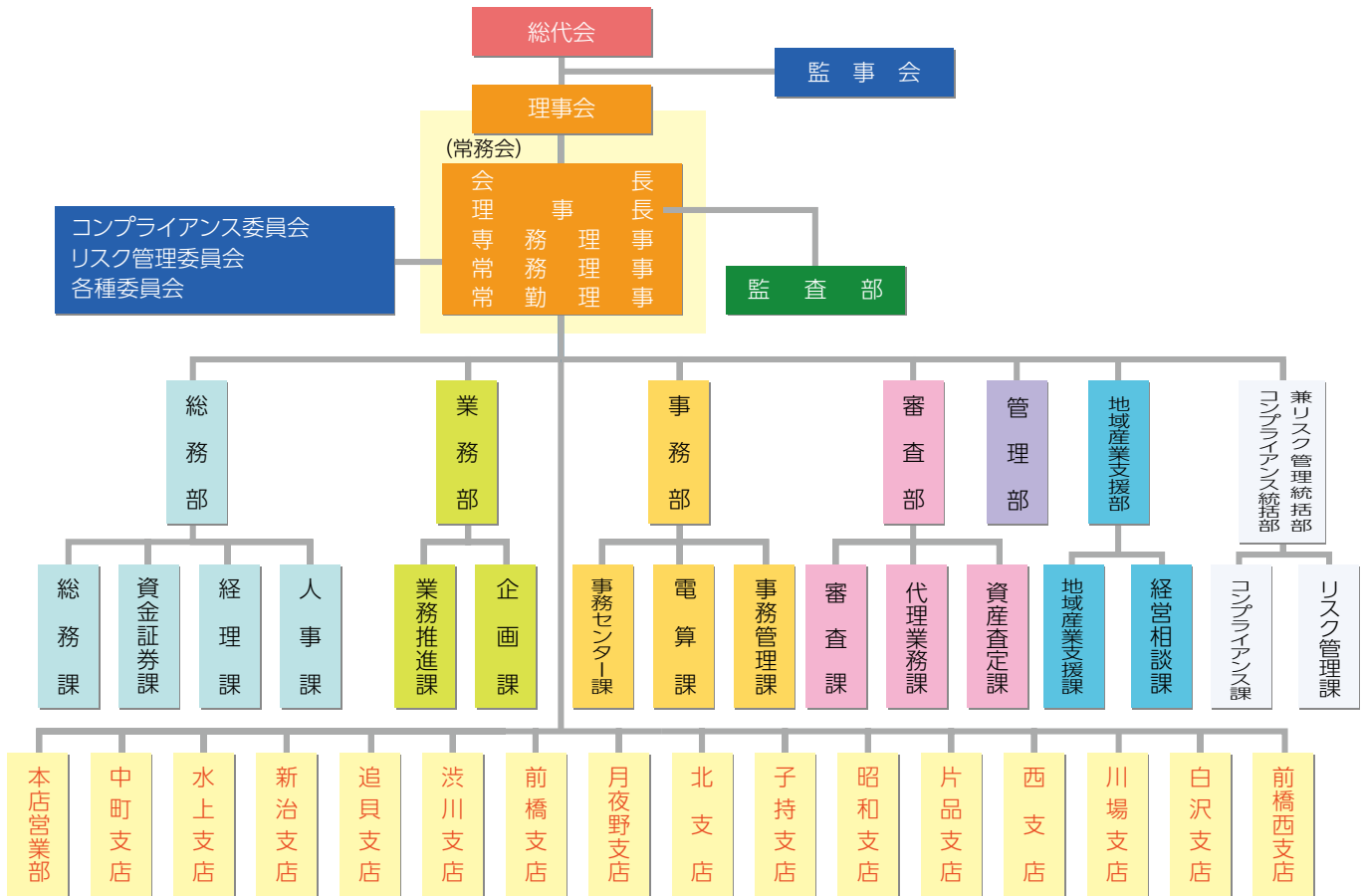
決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件
 第2号議案 会員の除名の件
 第3号議案 理事選任の件

とねしんの概要

組織図

(2020年6月末現在)



当金庫の概要

(2020年3月末現在)



● 関連会社について
当金庫には、関連会社はありません。

[名称]	利根郡信用金庫
[所在地]	〒378-0053 群馬県沼田市東原新町1540番地 TEL 0278-23-4511 (代)
[創立]	大正5年5月25日
[出資金]	5億20百万円
[会員数]	16,718人
[預金]	1,744億円
[貸出金]	910億円
[役員数]	183人
[店舗数]	16店舗

(2020年6月末現在)

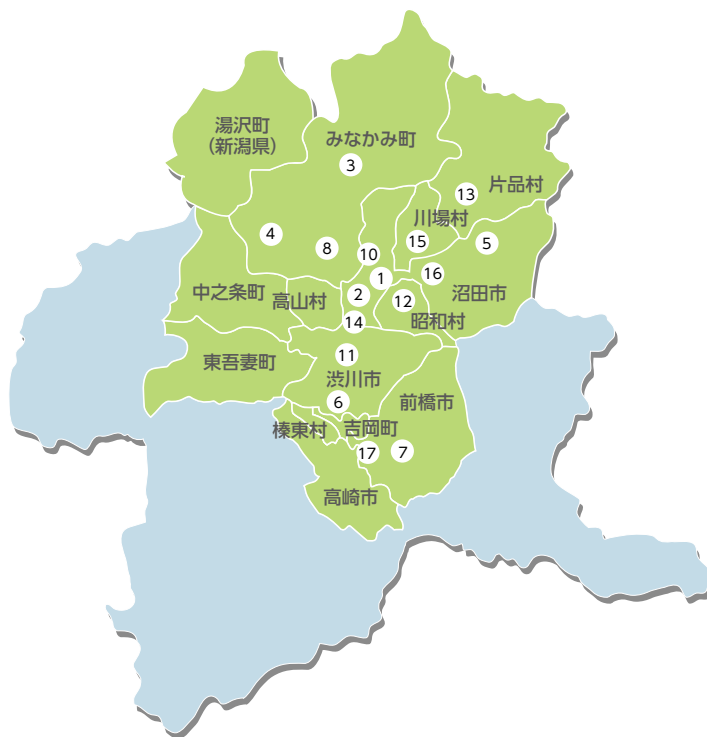
[役員]	会長 (代表理事)	峯川卓美
	理事長 (代表理事)	坂井正美
	専務理事 (代表理事)	田村秀人
	常務理事 (代表理事)	諸田敏之
	常勤理事	千明一茂
	常勤理事	河合敏也 (*1)
	非常勤理事	高山滋 (*1)
	非常勤理事	桑原努
	常勤監事	小林英昭 (*2)
	非常勤監事	高井光一
	非常勤監事	平田光一

*1 理事 高山敏也、桑原滋は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

*2 監事 高井英昭は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

●営業地区

沼田市、渋川市、前橋市、高崎市
 (旧倉渚村、旧新町、旧榛名町、旧吉井町を除く)
 利根郡 片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
 北群馬郡 榛東村・吉岡町
 吾妻郡 中之条町 (旧六合村を除く)・東吾妻町・高山村
 新潟県南魚沼郡湯沢町



●店舗一覧 (2020年6月末現在)

店番	店舗名	所在地	電話番号	自動機 (ATM) ご利用時間			投資 信託 ・ 国債 窓販 業務	保険 窓販 業務	信託 契約 代理 業務
				平日	土曜日	日曜・祝日			
沼田市	① 本店営業部	〒378-0053 沼田市東原新町1540番地	0278-23-4511	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	○	○	○
	② 中町支店	〒378-0048 沼市中町852番地	0278-22-4356	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	○	○	○
	⑤ 道具支店	〒378-0303 沼田市利根町道具118番地1	0278-56-2121	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑩ 北支店	〒378-0056 沼田市高橋場町2040番地1	0278-22-5656	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	○	○	○
	⑭ 西支店	〒378-0031 沼田市薄根町3302番地1	0278-22-7581	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	○	○	○
	⑯ 白沢支店	〒378-0121 沼田市白沢町高平70番地8	0278-53-4511	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
利根郡みなかみ町 昭和村 片品村 川場村	③ 水上支店	〒379-1617 利根郡みなかみ町湯原136番地3	0278-72-2371	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	④ 新治支店	〒379-1414 利根郡みなかみ町布施117番地	0278-64-2071	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑧ 月夜野支店	〒379-1313 利根郡みなかみ町月夜野561番地4	0278-62-6661	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑫ 昭和支店	〒379-1203 利根郡昭和村大字糸井378番地3	0278-23-7311	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑬ 片品支店	〒378-0415 利根郡片品村大字鎌田4284番地	0278-58-4334	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
渋川市 前橋市	⑮ 川場支店	〒378-0101 利根郡川場村大字谷地2061番地1	0278-52-3555	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑥ 渋川支店	〒377-0007 渋川市石原310番地2	0279-23-8111	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑪ 子持支店	〒377-0202 渋川市中郷1467番地3	0279-53-4730	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑦ 前橋支店	〒371-0031 前橋市下小出町2丁目33番地8	027-232-3311	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
⑰ 前橋西支店	〒371-0851 前橋市総社町植野736番地2	027-255-5111	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 19:00	○	○	○	

●店舗営業時間：平日 9:00 ~ 15:00

※水上支店、川場支店については 9:00 ~ 11:30 / 12:30 ~ 15:00 (11:30 ~ 12:30 は窓口休業時間となります)

●出張所所在地一覧 (店舗外 ATM)

店舗名	設置場所	自動機 (ATM) ご利用時間		
		平日	土曜日	日曜・祝日
本店営業部	ベシシア沼田モール出張所 ベシシア沼田モール駐車場内	9:30 ~ 20:00	9:30 ~ 19:00	9:30 ~ 19:00
中町支店	栄町出張所 沼田脳神経外科循環器科病院駐車場内	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	—
中町支店	テラス沼田出張所 テラス沼田1F	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00
月夜野支店	ベシシア月夜野店出張所 ベシシア月夜野店内	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00

●自動機器設置状況

現金自動預入支払機 (ATM) 24台 (うち店舗外4台)、自動両替機 2台

沿革

- | | | | | | | | |
|----|-------------|-----|--|-------------|------------|--|-----------------------------------|
| 大正 | 5年 (1916年) | 5月 | 有限責任利根信用組合設立 | 10年 (1998年) | 4月 | 店舗外 ATM
「中町支店栄町出張所」
営業開始 | |
| 昭和 | 9年 (1934年) | 10月 | 有限責任沼田信用組合と名称
変更 | | 11月 | 店舗外 ATM
「本店営業部ベイシア沼田モール
出張所」営業開始 | |
| | 12年 (1937年) | 2月 | 保証責任沼田信用組合と組織
変更 | | 12月 | 投資信託窓口販売開始 | |
| | 20年 (1945年) | 4月 | 市街地信用組合法による
沼田信用組合に組織変更 | 11年 (1999年) | 9月 | 北支店にて、休日相談業務を
開始 | |
| | 25年 (1950年) | 4月 | 中小企業等協同組合法による
沼田信用組合に組織変更 | 12年 (2000年) | 6月 | 預金総額 1,500 億円達成 | |
| | 26年 (1951年) | 6月 | 信用金庫法施行 | 13年 (2001年) | 5月 | 損害保険窓口販売開始 | |
| | | 11月 | 信用金庫法により、「利根郡信
用金庫」に改組し、地区を利
根郡一円とする | | 11月 | 店舗外 ATM
「月夜野支店ベイシア月夜野店
出張所」営業開始 | |
| | 38年 (1963年) | 11月 | 水上支店開設 | 14年 (2002年) | 12月 | 生命保険窓口販売開始 | |
| | 40年 (1965年) | 12月 | 新治支店開設 | 18年 (2006年) | 6月 | 「とねしんふるさと基金」創設 | |
| | 45年 (1970年) | 5月 | 追貝支店開設 | 21年 (2009年) | 8月 | 前橋西支店開設 | |
| | 47年 (1972年) | 8月 | 新本店開設、中町支店開設 (旧
本店) | 22年 (2010年) | 8月 | 「とねしん倶楽部」発足 | |
| | | 9月 | 預金総額 100 億円達成 | 26年 (2014年) | 4月 | 「とねしんキッズクラブ」発足 | |
| | 50年 (1975年) | 3月 | 渋川支店開設 | | 11月 | 峯川卓美理事長黄綬褒章受章 | |
| | 53年 (1978年) | 12月 | 前橋支店開設 | 28年 (2016年) | 5月 | 利根郡信用金庫 創立 100 周年 | |
| | | 12月 | 日本銀行と当座取引開始 | 令和 | 元年 (2019年) | 5月 | 店舗外 ATM
「中町支店テラス沼田出張所」
営業開始 |
| | 54年 (1979年) | 9月 | 水上支店改築移転 | | 11月 | 峯川卓美会長旭日双光章受章 | |
| | 55年 (1980年) | 11月 | 中町支店新築開店 | 2年 (2020年) | 2月 | 信託契約代理業務取扱開始 | |
| | 56年 (1981年) | 2月 | 信金東京共同事務センターに
加入 | | | | |
| | | 3月 | 預金総額 500 億円達成 | | | | |
| | | 6月 | 月夜野支店開設 | | | | |
| | 58年 (1983年) | 4月 | 碓田支店開設 | | | | |
| | 59年 (1984年) | 10月 | 追貝支店新築移転 | | | | |
| | | 11月 | 北支店開設 | | | | |
| | 61年 (1986年) | 7月 | 新治支店新築移転 | | | | |
| | 63年 (1988年) | 6月 | 子持支店開設 | | | | |
| 平成 | 元年 (1989年) | 7月 | 昭和支店開設 | | | | |
| | 2年 (1990年) | 8月 | 預金総額 1,000 億円達成 | | | | |
| | | 10月 | 片品支店開設 | | | | |
| | 3年 (1991年) | 2月 | ATM・CD の休日稼働開始 | | | | |
| | 4年 (1992年) | 7月 | 水上支店新築移転 | | | | |
| | | 12月 | 西支店開設 | | | | |
| | 7年 (1995年) | 8月 | 川場支店開設 | | | | |
| | 9年 (1997年) | 10月 | 白沢支店開設 | | | | |



信金改組当時の本店



旧本店



現在の本店

地域の写真館



玉原湿原 (沼田市)



湯煙立つ秋の溪 宝川温泉 (みなかみ町)



花の駅・片品 花咲の湯 (片品村)



老神温泉 (沼田市)



猿ヶ京温泉 西川の桜 (みなかみ町)



昭和村の春 (昭和村)



吹割の滝 (沼田市)



月夜野ホテルの里 (みなかみ町)

とねしんの考え方

内部管理基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針を定め、その実効性確保に努めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための態勢（法令等遵守態勢）
2. 顧客保護及び利便性の向上を目指した態勢（顧客保護等管理態勢）
3. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢（情報管理態勢）
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の態勢（リスク管理態勢）
5. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための態勢（効率的職務執行態勢）
6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項（監事のサポートに関する事項）
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項（監事のサポートに関する事項）
8. 理事及び職員が監事に報告をするための態勢その他の監事への報告に関する態勢（監事への報告に関する事項）
9. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための態勢（公益通報者保護に関する事項）
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（監査費用の前払いや償還に関する金庫の方針に関する事項）
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための態勢（監事の監査の実効性確保の態勢）

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

～当金庫のコンプライアンスへの取り組み～

「法令等遵守」とは、法令のほか、信用金庫内の諸規程や、社会的規範・常識を守ることです。当金庫には以下の3つの経営理念があります。

1. 地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む。
2. 柔軟で創造性の高い組織力を発揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
3. 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

この経営理念を実現するための基礎的条件として、お客さま・地域社会からの支持・信頼を確保し続ける必要があります。

そのため、当金庫では、信用金庫業務のすべてにおいて各種法令等、金庫内の諸規程を遵守することはもちろん、社会的規範を逸脱することのないよう言動を慎み、地域の信頼性を高め、良識ある営業姿勢を維持することに努めております。

そこで、当金庫の経営理念を再確認するとともに、当金庫が果たすべき公共的な役割と社会的責任などを考慮して「法令等遵守方針」「法令等遵守規程」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全職員に配付・研修を行い、周知させています。

また、専務理事を委員長とした「コンプライアンス委員会」を置き、コンプライアンスに係る問題点を検討・協議するとともに、「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンスに関連する情報等を一元的に取扱い、分析・管理しております。さらに全部店に「コンプライアンス責任者及び管理者」を置くなどして、役員一丸となってコンプライアンスに対する意識の向上と実効性を確保しております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども利根郡信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上を確保するために、以下の方針を定め、継続的に取り組んでまいります。

1. 当金庫は、お客さまに対して取引または商品について説明する場合は、お客さまの立場に立って、知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた分かりやすかつ適切で十分な説明および情報提供を行います。
2. 当金庫は、お客さまから相談や苦情が寄せられた場合は、誠意を持って迅速かつ適切で十分な対応を行い、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまに関する情報については、適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を越えた利用や、お客さまの同意を求めることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の漏えい防止の観点から、法令等に従い適切かつ厳格に取り扱います。
4. 当金庫は、業務を外部に委託する場合は、お客さまの情報の取り扱いやお客さまへの対応が安全かつ適切に行われるよう管理いたします。
5. 当金庫は、お客さまに対しては、常に感謝の念を持ち、お客さまの満足が得られるよう誠意を持って対応いたします。

※本方針において「お客さま」とは、当金庫の業務の利用者および利用者となるようとする法人または個人を意味します。

※お客さま保護の必要性ある業務の範囲は、預金業務、融資業務、為替業務、預り資産取扱業務等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての業務の取引です。



利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、店頭掲示ポスター、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は14ページ参照）またはコンプライアンス統括部（電話：0278-23-4511）にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）及び関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センター、並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、お取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都、埼玉県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京、埼玉以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、埼玉弁護士会、群馬弁護士会、全国しんきん相談所、関東地区しんきん相談所、または当金庫コンプライアンス統括部」にお尋ねください。

金融商品に係る勧誘方針について

“とねしん”は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、利用者の保護を図るため、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

《金融商品に係る勧誘方針》

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

個人情報保護宣言について

“とねしん”では、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが、金融機関としての社会的責務と認識し、大切な情報をお守りすることがお客さまからの信頼性の向上につながるものと考えております。そうした中、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）等に基づき、お客さまの個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の取扱方針である次の個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を制定いたしました。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

なお、利用目的等くわしい内容につきましては、店頭およびホームページにより開示しております。



とねしんの考え方

リスク管理態勢について

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化、多様化しており、金融機関経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。

このような金融環境のもと、当金庫は適切な業務を遂行するため、各種リスク管理方針・規程等を制定し、リスク管理態勢の整備を進めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部を設置し、より多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営に積極的に取り組んでおります。

1. 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用・市場・流動性・オペレーショナルリスク）のリスクを総体的に捉え、自己資本と比較対照して管理することをいいます。

当金庫では、金融機関業務の健全性及び適切性を確保するため「統合的リスク管理規程」等を整備し、経営陣が率先して、金庫全体のリスク管理態勢の整備・確立に向け努力しております。また、各リスク毎に適正な管理を行うため、理事長を委員長とした「リスク管理委員会」を置き、各リスクの主管部署の牽制機能及び情報の一元管理のため「リスク管理統括部」を設置、金庫のリスク管理態勢が機能するよう努めております。

2. 信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金などの利息や元本の回収が困難となり損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・確保していくため、「信用リスク管理規程」等を整備し、審査管理部門を審査部、企業再生及び経営相談業務を地域産業支援部、債権管理部門を管理部とし、個々の案件ごとに財務内容、事業計画の妥当性などを総合的に検討し、地域経済の健全な発展と安定に貢献する事を前提に、厳正な貸出審査及び適正な管理に努めております。

3. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株価等が変動することにより、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場リスクに対応するため、「市場リスク管理規程」等を整備し、フロント・バック部門を総務部、ミドル部門をリスク管理統括部として、金利や為替などの変動があっても、安定的な収益を確保できるようリスクに対するリターン分析、金利・運用期間の分散等を行い、リスクをコントロールしつつ収益を確保していくための資産配分に努めております。

4. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、金融機関の財務内容の悪化により必要な資金確保が困難となり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」からなります。

当金庫では「流動性リスク管理規程」等を整備し、総務部を主管部署として、流動性リスクに関する情報の収集・分析を行い、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しております。

5. オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、下記に掲げる「事務リスク」「システムリスク」「風評リスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」等を総称したリスクをいいます。

●事務リスク管理

事務上のミスや不正により損失を被るリスクです。

当金庫では、「事務リスク管理規程」等を整備し、主管部署を事務部として、事務処理に係るリスクを適正に把握し、適切なリスク管理に努めております。

また監査部門により、本部・営業店に対して内部監査を定期的に実施し、規程・要領等の遵守状況をチェックするとともに、事故を未然に防止するための管理態勢が確実に機能しているか否かを厳正に監査し、事務の正確性維持及び事故防止を図っております。

●システムリスク管理

コンピューターシステムの障害・誤作動およびシステムの不備・不正利用等により損失を被るリスクです。

当金庫では、「システムリスク管理規程」等を整備し、事務部が主管部署となりシステムの開発、運営及び利用にあたり適切な管理を行うことにより、システムの安全性、信頼性を維持し、情報資産の保護に努めております。

●風評リスク管理

事実の有無にかかわらず、世間一般で当金庫の信用に悪影響をおよぼす評判が広まることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、風評リスクが金庫に与える影響は多大なものとして位置付け、リスク管理統括部を主管部署として、日々情報を収集・分析し、風評リスクの管理を行っております。

●法務リスク管理

当金庫または役職員が各種法令・金庫内規程等に抵触または、抵触する恐れのある行為を行うことにより、当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、「法令等遵守規程」等を整備し、コンプライアンス統括部が主管部署となり、情報等を一元的に管理するとともに、規程・要領等の改廃、新商品の発売、新規業務への取り組みを行う場合は、コンプライアンス委員会で審議するなど厳格な管理を行っております。

●人的リスク管理

人材の流出・喪失や士気の低下及び役職員のコンプライアンスに反する行為により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、各種人事関係の規程等を整備し、総務部が主管部署となり「秀れた人材」の育成を目指し、役職員の人権を尊重し、厳正・公正を基本に職場環境の整備に努めております。

●有形資産リスク管理

災害や資産管理の瑕疵及び職務環境等の質の低下により当金庫の有形資産（土地・建物・機械設備等）が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、総務部が主管部署となり、有形資産を適正に管理・利用するよう厳格に管理するとともに、「災害時等の緊急時対応計画」を整備し、災害時等の緊急時に金庫全体で対応できるよう努めております。



6. 相談・苦情等への対応について

当金庫では、“地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む”を経営理念としています。そのため、「顧客サポート等管理規程」等を整備し、お客さまの相談・苦情等に誠実・公平に対処し、迅速に解決できるよう努めております。また、コンプライアンス統括部を主管部署として、情報を一元的に管理し、“お客さまの声”を糧として金庫の質的向上に努め、お客さまにより一層満足いただけるよう日々努力しております。



“お客さまの声”（相談・苦情等）については
利根郡信用金庫
コンプライアンス統括部まで
電話 0278(23)4511(代)
メール support_1208@toneshin.co.jp

お客さまの大切な資産をお守りする態勢について

～金融犯罪対策への取り組み～

“とねしん”では、盗難や偽造キャッシュカードを使用した不正取引や振り込み詐欺からお客さまの大切な資産をお守りする為に次のような様々な取り組みをしています。

- ① お客さまのキャッシュカードによる1日あたりの払戻限度額を50万円に引き下げ
- ② A T Mの操作による暗証番号変更サービス（平成17年10月より、類推されやすい暗証番号の登録拒否機能の追加）
- ③ 後方確認ミラー、つい立てなどを全A T Mに設置
- ④ 平成18年1月よりカードの盗難・紛失等に係る緊急連絡先「カード盗難センター」を設置
- ⑤ 振り込み詐欺や還付金詐欺防止のため、65歳以上で過去1年間A T M（当金庫以外を含む）でキャッシュカードによる振込をされていないお客さまの、A T Mでのキャッシュカードによる振込の制限
- ⑥ 平成30年12月20日より、70歳以上で当金庫のA T Mで過去3年間にキャッシュカードによる現金出金取引を行っていない口座の1日あたりの出金限度額の制限

カード・通帳・印鑑紛失・盗難等については
「利根郡信用金庫カード盗難センター」 電話 0278(23)0740
※全日24時間対応しております。
※しんきんサービスセンターへ自動転送させていただきます。



騙されないために

留守番電話を利用

- 常時、留守電状態しておく
相手が確認できたなら電話に出るようにする
- 応答メッセージを変える
「ご用の方は名前と件名を。身内は合言葉を。確認できなければ出ません」など

合言葉を決める

あらかじめ身内にしか分からない“合言葉”を決めておくのも有効。ご家族で相談してみてください。

趣味 **旅行先** **好きな物**

“慢心”しない

「自分は大丈夫」と思っていないですか？
手口を知っているだけでは安心できません。
あらかじめ“風邪”等の理由で、息子さんやお孫さんの声だと思い込んでしまうと、なかなか払拭できないものです。

振り込み詐欺の被害に気付いたら

急いで警察と金融機関へご連絡ください。

口座を利用した振り込み詐欺であれば、振り込み詐欺救済法が適用されます。
振込先の口座残高を上限に、被害額に応じ返金（分配金）を受けることができます（要申請）。

不審な電話がかかってきたら…

- ①あわてない。
動揺しない。
あせらず大きく深呼吸
- ②すぐに振り込まない！
まずは振り込む前に家族に相談！
本当の話かどうか必ず確認
- ③少しでも変だと思ったら！
事実確認ができない場合は！
最寄りの警察に連絡

困りごと、悩みごと、警察への相談は
[# 9110] 番 (全国共通)

最寄りの警察署電話番号
沼田警察署 0278-22-0110
渋川警察署 0279-23-0110
前橋警察署 027-252-0110

緊急の場合は
[110] 番通報



営業のご案内

利根郡信用金庫では地域の皆さまにご満足いただけるような商品・サービスをご提供できるよう日々努めてまいります。

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等

2. 融資業務

手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形・電子記録債権割引等

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式等に投資

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等

5. 外国為替業務

信金中央金庫への取り次ぎ業務

6. 附帯業務

代理業務、保護預り及び貸金庫業務、債務の保証、公共債の引受、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の窓口販売、電子記録債権業務、その他業務

◆預金業務

商品名	内容・特色	お預入れ金額	お預入れ期間
当座預金	安全で便利な小切手、手形をご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1円以上	出し入れ自由
普通預金	ご自由に出し入れができて、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動支払いなど便利にご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
決済用預金	ご自由に出し入れができて、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動支払いなど便利にご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1円以上	出し入れ自由
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセット。自動融資で定期預金の90%以内、最高300万円までご利用いただけます。	普通預金 1円以上 定期預金 1万円以上	普通預金 出し入れ自由 定期預金 1ヵ月～5年
貯蓄預金	出し入れ自由で、キャッシュカードもご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に適しています。お引出しの2日前までに通知が必要です。	1万円以上	据置期間7日以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息に税金はかかりません。	1円以上	預入は自由 払戻は納税時
スーパー定期	お預入れ金額によりスーパー定期・スーパー定期300がございます。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1ヵ月～5年
大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した、定期預金です。	1,000万円以上	1ヵ月～5年
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金。1年経過すれば1ヵ月前に満期日を指定できます。個人の方のみご利用いただけます。	100円以上 300万円未満	最長3年 据置期間1年
変動金利定期預金	預入期間中に6ヵ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1年～3年
利息分割受取型定期預金	スーパー定期または大口定期預金で、満期を待たずにお利息が定期的にお受け取りできます。個人の方のみご利用いただけます。	100円以上	1年～5年
年金定期預金〈寿〉	当金庫に年金振込を指定されている方を対象とした定期預金です。優遇金利で大変お得です。	100円以上 100万円以内	1年
新型福祉定期預金〈のぞみ〉	福祉年金などの受給者で当金庫に振込をされている方を対象とした定期預金です。優遇金利で大変お得です。	100円以上 350万円以内	1年
スーパー積金	事業拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に楽しみながら、目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金です。	5,000円以上	1年～5年
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な預金です。満60歳になると年金としてお受け取りできます。財形住宅預金と合計で550万円までお利息が非課税となります。	1,000円以上	5年以上
財形住宅預金	夢のあるマイホーム取得資金を貯めることを目的とした預金です。財形年金預金と合計で550万円までお利息が非課税となります。	1,000円以上	5年以上
一般財形預金	貯蓄の目的は自由です。	1,000円以上	3年以上

商品ご利用にあたっての留意事項

- 上記預金商品は全て預金保険制度の付保対象預金です。
- ご預金の種類により金利が異なります。金利は店頭に表示してありますのでご確認ください。
- 口座開設や10万円を超える現金でのお振込、また200万円を超える現金取引などのお取引の際には、お客さまご本人の確認をさせていただくため、所定の公的証明書が必要となります。この公的証明書がない場合には、お取引ができないことがありますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

◆融資業務【個人向けローン】

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築、増改築、マンションの購入など長期のライフプランに合わせてご利用いただけます。お客さまの方が一に備えた「がん保障特約」「三大疾病保障特約」付きの住宅ローンもご用意しております。	(一社)しんきん保証基金 8,000万円以内 全国保証(株) 1億円以内	35年以内
フラット35	全期間固定金利(最長35年)なので返済計画が立てやすく、お借入時にご返済額が確定しますので、将来にわたって計画的な返済が可能です。	8,000万円以内	35年以内

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
セレクト	住宅ローンの借換、増改築資金など、お住まいに関する用途にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
カーライフプラン	マイカー購入、免許取得、車検・修理費用、パーツの購入など、幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
教育プラン	高校、短大、大学、大学院、高等専門学校、専修学校等の入学金、授業料等にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
お直し上手	住宅の増改築、キッチン・トイレ・浴室の改装、ガレージの設置等にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
無担保住宅ローン	不動産購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金、住宅ローンの借換え等にご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
個人ローン	旅行、電化製品購入など、健康で文化的な日常生活に必要な資金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
重粒子線治療応援プラン	群馬大学で先進がん治療（重粒子線治療）を受ける方やご家族の方にご利用いただけます。	314万円以内	10年以内
子育て応援プラン	小学校入学前のお子様を養育するご家族の方をサポートします。育児用品購入、粉ミルク購入、出産費用等にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
福祉プラン	介護用機器の購入・設置費用、老人ホーム入居一時金等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
職域サポートローン	職域サポート制度対象事業所の経営者または従業員の方にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
教育カードローン	学費納入金、その他必要な教育資金の借入を一定限度の範囲内でATMや窓口を通じて出金し、子弟等の学校等の卒業時に証書貸付に切替え割賦返済を行う商品です。	500万円以内	カードローン期間5年（1年毎自動更新） 証書貸付切替後3か月以上10年以内（卒業後）
しんきん保証フリーローン	お使い道が自由なローンで、借入の一本化などにもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
カードローン	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。不意の出費のときもご安心です。	10万円～300万円	3年（自動更新）
とねしんきゃっする500	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。インターネットからでも仮審査申込みいただけます。	10万円～500万円	3年（自動更新）
とねしんシルバークゃっする	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。（契約時年齢が60歳以上69歳以下の方）	50万円	3年（自動更新）
フリーローンきゃっする	お使い道が自由なローンです。インターネットから仮審査申込みいただけます。	500万円以内	10年以内
タックル	手続き簡単・スピード回答の商品です。個人および個人事業主の方にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
とねしんフリーローン1000	1000万円まで申込可能な大型のフリーローンです。お使い道が自由なので借入の一本化など「おまとめローン」としてご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
とねしんらくらくローン	お使い道が自由で、計画的なご返済のローンです。インターネットから仮審査申込みいただけます。	500万円以内	10年以内

◆【事業者向けローン】

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
創業支援融資制度	お客様の事業の進捗状況に合わせて、当初は毎月の約定返済なしに必要な時に必要な資金をご利用いただく当座貸越。その後、事業の進展に伴い毎月約定返済のある証書貸付で創業・第二創業を支援する商品です。	1,000万円以内	当座貸越は、融資後1年目の応当日以降に迎える決算日の4か月後まで証書貸付は10年以内
創業支援融資「はじめます！」	新事業を創業する方、創業まもない方を支援する日本政策金融公庫との協調融資商品です。		
あきない上手	新事業を創業する方、新事業に進出する方にご利用いただける「創業・新事業支援融資」です。	500万円以内	設備7年以内 運転5年以内
事業者カードローン	法人・個人事業主の方が事業資金に原則、無担保でご利用いただけます。スピーディーで便利なカードローンです。	2,000万円以内	1年または2年（更新可）
事業者カードローンGライト	法人の事業資金を原則、無担保でお得な保証料にてご利用いただけます。	500万円以内	1年または2年（更新可）
農機・工機ローン	農業用・工業用機械などのご購入にご利用いただけます。	5万円以上200万円以内 5万円以上500万円以内	5年以内 5年以内
おてがるローン	あらゆる資金ニーズをすばやくサポート。創業資金にもご利用いただけます。事業者向けローン。農業経営者の方もご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	(当座貸越型) 法人は3年、法人代表者・個人事業主は1年（更新可） (証書貸付型) 10年以内
アグリサポート大地の恵み	農業経営に必要な資金として、運転資金、設備資金を原則無担保でご利用いただけます。	100万円以上 5,000万円以内	1年以上7年以内

商品ご利用にあたっての留意事項

- 金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とするとご融資には融資利息のほかに保証料が必要となる場合がありますので、ご利用に際しては商品内容を窓口または担当者にお尋ねいただきご確認の上、お客さまの目的に適した商品をお選び下さい。
- ローンのお申込みについては、ご利用残高などに注意して、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。また、審査の結果お客さまのご希望にそえない場合があります。

◆内国為替業務

内 国 為 替	送金・振込	当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協などの金融機関へスピーディーで確実にご送金・お振込ができます。電信扱いと文書扱いがあります。
	代金取立	手形・小切手などをお取立てして、ご指定の預金口座にご入金いたします。

◆その他の業務・各種サービス

キャッシュサービス	カード1枚でご預金のお引出し、お預入れができてたいへん便利です。「とねしん」の本支店のほか、全国の提携金融機関でご利用いただけます。
アプリ通帳口座(通帳レス契約)	スマートフォンにアプリをインストールし、所定の手続きを行うことにより、スマートフォンで入出金明細の閲覧を行うことができるサービスです。
デビットカードサービス	デビットカード加盟店で、端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のご利用代金等をお客さまの口座から即時に決済できます。
年金自動受取サービス	国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、恩給等その他の年金がお受取日に自動的にご指定の預金口座へ振込まれます。
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
自動支払サービス	電気、電話、ガス、水道、NHKなどの公共料金、保険料、税金などを自動的にご指定の預金口座からお支払いいたします。
為替自動振込サービス	家賃、月謝、仕送りなどをご指定日に自動的にご指定の預金口座へお振込みいたします。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
スイングサービス	普通預金と貯蓄預金の間で自動的な振替がご利用いただけます。
ファームバンキング ホームバンキング	オフィスや家庭に居ながら専用端末機を利用して、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
インターネット バンキング	お手持ちのパソコンから、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
アンサーサービス	お客さまの口座のお取引内容を、電話またはファクシミリでご連絡し、ご確認いただける便利なサービスです。
ファクシミリ振込サービス	お手持ちのファクシミリで、オフィスや家庭に居ながら簡単に振込・総合振込・給与振込などがご利用いただけます。
テレホンバンキング	残高照会、入出金明細照会や振込の手続きが、電話一本でどこからでもご利用いただけます。お忙しい方や外出の少ない方には、とても便利なサービスです。個人の方のみご利用いただけます。
A T M 振込サービス	各店舗設置のATMにより全国の金融機関へお振込みができます。振込カードのご利用により、同じ振込先へ繰り返しご利用いただけます。
ネット口座振替 受付サービス	お手持ちの携帯電話またはパソコンから預金口座振替の手続きができ、たいへん便利です。なお、個人向けインターネットバンキングの契約がない方でもご利用いただけます。
携帯電子マネー チャージサービス	お手持ちの携帯電話からオンラインでお客さまの口座から出金して、電子マネーをチャージ(入金)することができ、たいへん便利です。なお、個人向けインターネットバンキングの契約がない方でもご利用いただけます。
でんさいサービス (電子記録債権サービス)	お手持ちのパソコン等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
しんきん健康サ ポートプラン	健康・医療・介護・栄養などについての電話相談サービスです。「とねしん」で年金をお受取りのお客さまおよびご家族の方がご利用いただけます。
クレジットカード	「しんきん VISA カード」・「しんきん JCB カード」・「セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード」などの各種クレジットカードの加入申込やキャッシングがご利用いただけます。また、加盟店のお申込みもお取り扱いしております。
純 金 積 立	毎月一定の金購入金額(毎月3,000円以上1,000円単位)を決めて、その金額を月中の営業日数で割った金額で毎日少しずつ金を購入することにより、金を積み立てていく商品です。
貸 金 庫	預金証書、権利証、有価証券、貴金属などの大切な財産を安全・確実に保管します。
夜 間 預 金 金 庫	当金庫の営業時間終了後、売上金などをご投入いただき、翌営業日にご指定の預金口座にご入金いたします。
外 国 通 貨 両 替	米ドルの両替をお取り扱いしております。
株式・出資金払込	会社設立のための株式(出資金)払込金や増資のお取り扱いをしております。
日本銀行歳入代理店	日本銀行歳入代理店として国税その他の収納金の収納業務をお取り扱いしております。
群馬県および各指定市町村 収納代理金融機関	群馬県および各指定市町村の税金その他の収納金の収納業務をお取り扱いしております。
スポーツ振興くじ当選金 払い戻し(toto)	スポーツ振興くじ当選金の払戻業務をお取り扱いしております。(※本店のみお取り扱いしております。)
リ ー ス の ご 案 内	機械設備・事務機器などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース(株)をご案内しております。

◆投資信託・公共債窓口販売業務

投資信託	多様化する資金ニーズにお応えできますよう各種商品をお取り扱いしております。
公共債	長期利付国債、中期利付国債、割引国債、個人向け国債、ぐんま県民債などの窓口販売をお取り扱いしております。

◆保険窓口販売業務

「定額個人年金保険」「医療保険」「がん保険」「終身保険」「定期保険」そして「傷害保険」「長期火災保険」「債務返済支援保険」と様々な商品をお取り扱いしております。詳しくはお近くの「とねしん」までお問合せください。

◆信託契約代理業務

相続関連商品ニーズの高まりや余資運用の多様化ニーズを踏まえ、信金中央金庫との信託契約代理店委託契約を締結し、「しんきん相続信託『こころのボタン』」と「しんきん暦年信託『こころのリボン』」をお取り扱いしております。

◆相談業務

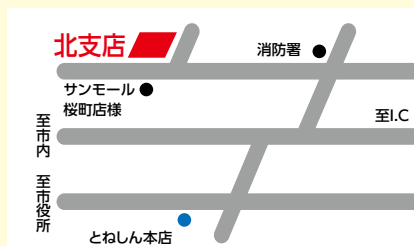
●【ゆうゆう休日相談】

とねしん北支店では地域金融機関として、地域への貢献度を高めると共に、お客様のニーズに積極的にお応えするため、毎週日曜日に休日相談を実施しております。住宅ローンのご相談・お申込みをはじめ、各種ローンのご相談・お申込みにご利用いただけます。また、年金や税務のご相談も承っております。皆様のご来店を心よりお待ちしております。

北支店 / 沼田市高橋場町 2040-1
TEL / 0278-22-5656
日時 / 毎週日曜日 午前10:00～午後4:00

【相談項目・担当者】

- 住宅・・・毎週日曜日（当金庫職員）
- 消費者ローン・・・毎週日曜日（当金庫職員）
- 年金・・・毎週日曜日（当金庫年金担当者）
- 税務・・・毎年2月・3月の第二日曜日（顧問税理士）



●【年金相談】

◎年金窓口相談

とねしんでは全店の窓口で、年金制度のしくみ・見込額・受給手続きの方法など、年金に関する様々なご相談を承っております。

◎年金相談会

全営業店で定期的に「年金相談会」を開催しております。年金制度のしくみのご説明、受給資格の調査、ご請求手続きなど、お客様お一人おひとりにあったお手伝いをさせていただいております。



●【税務相談】

とねしん本店では、ご依頼をいただいたお客様を対象に税務相談を行っています。税務に関する様々なご相談を顧問税理士が承っております。※ご利用の際は、事前に予約が必要となります。



主な手数料一覧

2020年6月末日現在

1. 振込手数料（1件につき）

種 類	取扱い・金額区分	当金庫同一店内宛	当金庫本支店宛	他金融機関宛	
窓 口	電信扱い	3万円未満	220円	330円	660円
		3万円以上	440円	550円	880円
	文書扱い	3万円未満	220円	330円	660円
		3万円以上	440円	550円	880円
A T M	現金扱い	3万円未満	110円	110円	440円
		3万円以上	330円	330円	660円
	キャッシュカード扱い	3万円未満	無料	110円	330円
		3万円以上	無料	220円	550円
インターネットバンキング	個人向け	3万円未満	無料	110円	330円
		3万円以上	無料	220円	550円
	法人向け	3万円未満	無料	110円	440円
		3万円以上	無料	330円	660円
ファーム・ホーム・テレホンバンキング ファクシミリ振込	3万円未満	無料	110円	440円	
	3万円以上	無料	330円	660円	
為替自動振込	3万円未満	無料	220円	550円	
	3万円以上	無料	330円	660円	

(注) 窓口の同一店内宛は、本人宛および給与振込を除きます。

(注) インターネットバンキングの給与振込の手数料は、本支店宛および他金融機関宛も含めて無料です。

2. その他為替手数料（1件または1通につき）

種 類	取 扱 い	当金庫同一店内宛	当金庫本支店宛	他金融機関宛	
代 金 取 立 手 数 料	至急扱い			1,100円	
	普通扱い			880円	
	同一手形交換所内	即時入金可能	無料		220円
		その他	440円		440円
振込送金訂正手数料				550円	
組戻手数料（振込、送金、取立手形）				880円	
不渡手形返却料					
取立手形店頭呈示料				(注) 880円超の実費を要する場合は、その実費とさせていただきます。	
送 金 手 数 料	電信扱い		440円	880円	
	普通扱い		440円	660円	

3. ファーム・ホーム・テレホンバンキング、ファクシミリ振込、インターネットバンキングの基本手数料等

種 類	取 扱 い	金 額
基 本 手 数 料	ファーム・ホームバンキング	
	ファクシミリ振込サービス	月額 1,100円
	法人向けインターネットバンキング	
	個人向けインターネットバンキング	月額 110円
パスワード生成機再発行手数料	個人向けインターネットバンキング	1,100円

4. でんさいサービス手数料

取 引 の 種 類	手 数 料 1 件 あ た り	
基 本 手 数 料	無料	
発 生 記 録	当金庫宛	330円
	他行宛	550円
譲 渡 記 録	当金庫宛	165円
	他行宛	275円
譲渡記録のうち割引によるもの（当金庫宛のみ）	165円	
分 割 譲 渡 記 録	当金庫宛	330円
	他行宛	550円
分割譲渡記録のうち割引によるもの（当金庫宛のみ）	330円	
保 証 記 録	330円	
変更記録（オンライン扱い）※1	330円	
支払等記録（口座間送金決済以外）※2	330円	
でんさい入金手数料（取立手数料）※3	220円	
口座間送金決済中止手数料（強制執行等の場合を除く）	660円	
支払不能情報照会（利用者、元利用者からの照会）	3,300円	
開 示 手 数 料	通常開示（P Cにて）	無料
	通常開示（書面にて）	660円
	特例開示（書面にて）	3,300円
残高証明書発行手数料	4,400円	

※1 発生させた「でんさい」の利害関係者が債務者と債権者のみの場合、オンラインで変更可能です。

利害関係者が3名以上いる場合は、書面での変更が必要となり、別途手数料がかかります。

※2 「でんさい」の支払期日前や期日経過後に決済した情報を記録する手数料です。支払期日に口座間決済で決済された場合は手数料はかかりません。

※3 「でんさい」の支払期日に受取人が負担する手数料です。

5. A T M 利用手数料（お引き出し）（当金庫のA T M をご利用の場合）（1件につき）

曜 日	時 間 帯	当金庫カード	当金庫以外の信用金庫カード	群馬銀行のカード	他金融機関のカード
平 日	8:30 ~ 8:45	無料	110円	110円	220円
	8:45 ~ 18:00	無料	無料	無料	110円
	18:00 ~ 21:00	無料	110円	110円	220円
土 曜 日	8:30 ~ 14:00	無料	無料	110円	110円
	14:00 ~ 20:00	無料	110円	110円	220円
日 曜 ・ 祝 祭 日	8:30 ~ 20:00	110円	110円	110円	220円

(注) 1. A T Mのご入金の手数料は、原則としてお引き出しと同様となります。(ただし、当金庫通帳・カードによる入金は日曜・祝祭日も無料となっております。)

2. ご利用時間および平日以外のご利用は、店舗により異なりますので窓口へご照会ください。

6. その他手数料

種類	内 訳	金 額	
小 切 手	1冊あたり (50枚綴)	2,200円	
約 束 手 形	1冊あたり (50枚綴)	2,200円	
為 替 手 形	2冊セット販売・1冊25枚綴	2,200円	
マ ル 専 手 形	1枚あたり	550円	
マ ル 専 当 座 取 扱 手 数 料	割賦販売通知書1枚につき	3,300円	
自 己 宛 小 切 手 発 行 手 数 料		550円	
再 発 行 手 数 料 (1冊・1枚あたり)	預積金通帳・証書	盗難・罹災による再発行は無料	
	キャッシュカード	パスワード失念・盗難・罹災による再発行は無料。 長期間の使用による劣化、利用頻度が高く破損しそうな カード等は回収を条件として再発行は無料。	
	ローンカード		
不 動 産 担 保 事 務 取 扱 手 数 料 (取 扱 1 件 に つ き)	新規設定・極度増額およびこれに準ずるもの	55,000円	
	極度増額を伴わない追加設定	33,000円	
	自己居住用不動産購入に係わる担保設定	33,000円	
	不動産・建設業者の商品物件担保一部抹消	22,000円	
	(根) 抵当権の商品物件以外の一部抹消	22,000円	
動 産 ・ 債 権 譲 渡 担 保 事 務 取 扱 手 数 料 (取 扱 1 件 に つ き)	新規設定	44,000円	
	延長登記	22,000円	
	抹消登記	11,000円	
証 明 書 発 行 手 数 料 (自 動 発 行 を 含 み ま す) (1 通 あ た り)	融資証明書 (農業委員会提出の承諾書を含む)	11,000円	
	融資利息証明書	550円	
	残高証明書	550円	
	残高証明書 (お客様指定の用紙)	1,100円	
融 資 用 紙 代	住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書	550円	
	信用金庫取引約定書 (1件)	550円	
	約束手形 (手形貸付) (1件)	550円	
	金銭消費貸借 (契約) 証書 (1件)	550円	
	(根) 抵当権設定契約証書	550円	
割 引 手 形 調 査 手 数 料	企業信用調査機関による照会の場合 (1件・利用料を含む)	1,650円	
	上記を除く場合 (1件・通信費を含む)	330円	
火 災 保 険 質 権 設 定 手 数 料	1件	1,100円	
条 件 変 更 手 数 料	証書貸付条件変更 (期限延長・元金変更・返済据置・金利引き下げ等 各1件)	5,500円	
固 定 金 利 特 約 手 数 料	貸付実行時は無料	5,500円	
確 定 日 付 設 定 手 数 料 (1 件 ・ 預 金 担 保 借 入 の 場 合 の み)		2,200円	
主 債 務 の 履 行 状 況 に 関 す る 情 報 提 供 手 数 料		1,100円	
線 上 げ 返 済 手 数 料	全部繰上げ返済・一部繰上げ返済とも一律	5,500円	
	固定金利特約期間中 (消費者ローンを除く)	全額	33,000円
		一部	22,000円
貸 金 庫 手 数 料 (1 年 分)	貸金庫	小型	5,500円
		中型	11,000円
		大型	16,500円
	全自動貸金庫	小型	16,500円
		中型	19,800円
		大型	23,100円
夜 間 預 金 金 庫	使用料 (外扉鍵1個・入金袋3個/月額) (注) 毎年4月15日に1年分を一括徴収	1,100円	
	外扉 (投入口) 鍵 (1個追加/年額) 使用料とともに徴収	3,300円	
	専用入金袋 (1個追加/年額) 使用料とともに徴収	3,300円	
	専用入金帳	当座預金 (1冊100枚綴)	5,500円
		普通預金 (1冊100枚綴)	5,500円
国 債 保 護 預 かり 手 数 料	1年間分	1,320円	
両 替 手 数 料	1~50枚	無料	
	51~500枚	330円	
	501~1,000枚	660円	
	1,001枚以上	660円に、1,000枚を超える分 1~500枚毎に330円を加算した金額	
両 替 機 両 替 手 数 料	1~100枚	無料	
	101~300枚	100円	
	301~500枚	200円	
	501~1,000枚	300円	
	1,001~1,300枚	400円	
個 人 情 報 開 示 等 請 求 手 数 料	基本的項目 (請求書1件につき)	1,100円	
	その他項目	1,650円	
硬 貨 入 金 手 数 料	1~500枚	無料	
	501~1,000枚	330円	
	1,001~2,000枚	660円	
	2,001枚以上	660円に、2,000枚を超える分 1~1,000枚毎に330円を加算した金額	
金 種 指 定 払 戻 手 数 料	1~50枚	無料	
	51~500枚	330円	
	501~1,000枚	660円	
	1,001枚以上	660円に、1,000枚を超える分 1~500枚毎に330円を加算した金額	
取 引 履 歴 明 細 表	1口座	1,100円	
	過去15年を超える分1枚あたり	550円	
信 託 契 約 事 務 手 数 料	契約時・追加信託時	信託額×1.10%	

(上記手数料には、消費税10%が含まれています。)



【皇海山】



【谷川岳】

とねしんの状況

(資料編)

事業の概況	29
財務諸表	
貸借対照表	30
貸借対照表の注記	31
損益計算書	34
剰余金処分計算書	34
主要な事業の状況	36
業務純益・業務粗利益	36
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	36
受取利息及び支払利息の増減	37
役員取引等収支の内訳	37
その他業務収支の内訳	37
経費の内訳	37
諸比率	37
自己資本の状況	
自己資本の状況	38
パーセルⅢ第3の柱における 「自己資本の充実の状況について」	39
管理債権等の状況	
リスク管理債権の状況	43
金融再生法開示債権の状況	44
預金業務	
預金科目別残高	45
流動性預金・定期性預金等の平均残高	45
預金者別・会員会員外別残高	45
財形貯蓄残高	45
融資業務	
貸出金科目別残高	46
貸出金科目別平均残高	46
貸出金業種別内訳	46
会員会員外貸出金残高	46
貸出金使途別内訳	47
消費者ローン・住宅ローン残高	47
貸出金担保別内訳	47
代理貸付残高の内訳	47
債務保証残高の内訳	47
債務保証見返の担保別内訳	47
その他業務	
有価証券の種類別残高	48
有価証券の種類別平均残高	48
有価証券の残存期間別残高	48
有価証券の時価情報	48
金銭の信託の時価情報	48

【キャベツ畑】

【燧ヶ岳】

事業の概況

1. 事業方針

当金庫は、信用金庫の原点である「相互扶助」の理念に基づき、自治体・商工会議所・商工会・観光協会等と連携し、地域創生に貢献するため地域の事業者等への支援を行っております。今後においても情報・知恵を総動員し、あらゆる地域資源を結びつける「架け橋」として、金庫の独自性・特性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、共に発展を目指してまいります。そして、豊かな地域の未来を創り上げていくこと、地域金融機関としての強固な経営基盤を確立すること、地域やお客様から必要とされ続け、これを揺るぎのないものとする（確固たる地歩を築く）こと等を実現するため、平成30年度より新たな中期経営計画（3か年計画）をスタートさせ、以下の中長期的経営ビジョン・ビジネスモデルの実行に取り組んでまいります。

○中長期的経営ビジョン

「地域ファースト/お客様ファースト」

～地域の発展とお客様へ幸せを運ぶ信金を目指して～

○ビジネスモデル

＜地域密着型金融の徹底と強化＞

1. 地域密着型に注力し、顧客との対話により親交を深め、収集した情報・人脈を活用し顧客ニーズに応える
2. 新規先、既存先、創業者等すべての顧客に対し事業内容や成長可能性などを適切に評価し積極的に関与していく
3. 販路拡大の支援、事業承継の支援、各種公的支援制度等の紹介・提案を積極的に行い、新たな資金ニーズを発掘する
4. 地域経済の再生・活性化に資するべく創業・第二創業対策等に積極的に取り組む
5. 事業性評価を重視し担保・保証に過度に依存しない融資を推進する
6. 適切な事業性評価や顧客のニーズに応じた提案や課題解決のできる専門知識を有した人材を育成する

2. 経済金融環境

わが国経済は、これまでマクロでは緩やかな回復傾向が続いてきたとされてきましたが、景気の先行きについては、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、日韓摩擦等の不安定な海外情勢が輸出・観光に悪影響を及ぼしていることに加え、昨年10月の消費税率引上げ後に支出を抑える動きがみられるなど、景気の先行きの不透明感が増してきております。さらに、昨年末から発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって企業活動が多大な影響を受けており、世界規模での景気悪化も顕在化しております。これらに加え、出生数の減少に歯止めがかからない中、地方における人口減少や少子高齢化が加速しているほか、中小企業に人手不足や経営者の高齢化、後継者難といった構造的な問題が深刻化しております。

こうした中、政府は、安心と成長の未来を拓く総合経済対策に加えて、危機克服に向け新たに補正予算を編成し事業規模1.7兆円の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を策定する一方、人口減少社会において地方創生を推進するため、インバウンド需要の一層の拡大推進、人工知能（AI）、IoT、ロボット、ビッグデータ等の活用推進、ダイバーシティの推進を含めた雇用制度改革等を行っております。また、社会的課題の解決と経済社会全体の持続的発展につなげるべく官民双方でSDGs（持続可能な開発目標）の取り組みが進められております。

金融面では、日本銀行の長引く超低金利政策が金融機関の利益の確保に悪影響を及ぼし、金融システム面における副作用がより一層顕在化しつつあります。さらに、近年金利引上げ傾向にあった欧米各国も引下げに転じたことにより、世界的な低金利環境が長期化の様相を呈しております。

もとより当金庫は、協同組織の地域金融機関として豊かで持続可能な地域社会づくりを目指し、長期的な視点のもとで中小企業の育成と地域経済の発展に取り組んでまいりました。今年度においても、様々な環境変化を見据えながらビジネスモデルの徹底を図り、地域における課題解決力の一層の強化に努めるとともに、地域と中小企業の成長・発展に貢献すべく全力を挙げて邁進してまいります。

3. 業績

○預金

公的年金の積極的な推進等もあり期末預金残高は対前期 3,005 百万円増加の 174,432 百万円（増加率 1.75%）、期中平均残高は 225 百万円減少の 175,447 百万円（減少率 0.12%）となりました。

○貸出金

「新規・肩代わり資金」、「事業性評価融資」等の積極的な取り組みによって事業性資金が 3,494 百万円、個人向けの貸出が 317 百万円増加、一方、地公体・独立行政法人等向け貸出が 2,238 百万円減少いたしました。その結果、期末貸出金残高は対前期 1,573 百万円増加の 91,070 百万円（増加率 1.75%）、期中平均残高は 15 百万円減少の 89,309 百万円（減少率 0.01%）となりました。

○収益面

経常収益	2,782 百万円	前期比	42 百万円増	増加率	1.55%
経常費用	2,570 百万円	前期比	93 百万円増	増加率	3.79%
経常利益	212 百万円	前期比	51 百万円減	減少率	19.48%
当期純利益	141 百万円	前期比	114 百万円減	減少率	44.76%

○自己資本比率

当期 10.69% 前期 10.70% 前期比 0.01ポイント減

4. 業界の課題

信用金庫業界を取り巻く環境は、急速に進む人口減少や少子高齢化、中小企業数の減少等に加え、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的な問題が顕在化しております。また、日本銀行のマイナス金利政策等によって、かつてないほど厳しいものとなっております。このような中、持続可能なビジネスモデルを構築していくためには、将来性ある事業者の発掘や事業性評価を推進するほか、事業承継支援などを行っていくことが肝要であります。これまで以上にコンサルティング機能を強化し、お客様の属性やニーズに応じてお客様との対話を重視した課題解決型金融の取り組みを着実に推進してまいります。

地方創生には、地域の関係者間の連携・協力が不可欠であるとの観点から、地公体や商工団体、民間企業、また他金融機関等と連携し、政府の施策や補助金事業に関する情報を提供してまいります。金融面での支援はもとより、事業計画策定や課題解決に向けたアドバイス等の非金融面での支援をより一層推進してまいります。

信用金庫における電子決済等代行業者とのAPI連携・協働やQRコード等によるキャッシュレス決済事業者との即時口座振替サービスを推進するとともに、フィンテック企業との間でより付加価値の高いサービスの連携・協働を進めてまいります。フィンテックの推進は、政府が掲げる日本の成長戦略の中心施策の一つであり、当金庫においてもキャッシュレス決済など多様化する決済サービスへの対応を引き続き強化してまいります。

信用金庫の最大の経営資源は「人」であり、当金庫が地域の期待に応え、重要な役割を果たすためには人づくりが基本となります。金融業務に関する専門能力の向上はもとより、お客様や地域の発展のための意欲と情熱、使命感を持ち、自ら考え行動することができる「信用金庫人」の育成に引き続き力を注いでまいります。

また、当金庫とお客様の信頼関係をより一層醸成するためには、役員職員が一体となって、法令等遵守態勢・利用者保護態勢を整備・強化していくことが重要となります。不祥事件の未然防止・早期発見、反社会的勢力の排除に引き続き取り組み、健全かつ適切な業務運営を行ってまいります。

当金庫は、事業性評価の更なる推進等による中小企業支援に向けた取り組みに注力するとともに、内部管理体制の充実、顧客本位の業務運営に努めることにより、地元の負託に応え地域経済の中核を担う「とねしん」として邁進していく所存であります。



財務諸表

●貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2019年3月末	2020年3月末
(資産の部)		
現 金	2,335	2,426
預 け 金	23,445	22,554
買入金銭債権	394	353
金 銭 の 信 託	0	0
有 価 証 券	64,829	65,309
国 債	5,090	5,029
地 方 債	7,639	7,566
短 期 社 債	—	—
社 債	19,771	19,597
株 式	1,257	1,130
その他の証券	31,071	31,985
貸 出 金	89,496	91,070
割 引 手 形	103	92
手 形 貸 付	5,060	5,292
証 書 貸 付	81,177	82,569
当 座 貸 越	3,154	3,115
そ の 他 資 産	1,257	1,165
未 決 済 為 替 貸	27	20
信 金 中 金 出 資 金	829	829
前 払 費 用	—	—
未 収 収 益	234	234
未 収 還 付 法 人 税 等	50	16
そ の 他 の 資 産	115	63
有 形 固 定 資 産	1,422	1,424
建 物	280	274
土 地	1,016	1,016
リ ー ス 資 産	—	11
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	125	122
無 形 固 定 資 産	78	78
ソ フ ト ウ ェ ア	11	12
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	66	66
前 払 年 金 費 用	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	331
債 務 保 証 見 返	49	24
貸 倒 引 当 金	△ 1,723	△ 1,598
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,634)	(△ 1,483)
資 産 の 部 合 計	181,584	183,140

(単位：百万円)

科 目	2019年3月末	2020年3月末
(負債の部)		
預 金 積 金	171,426	174,432
当 座 預 金	909	941
普 通 預 金	67,663	71,794
貯 蓄 預 金	928	978
通 知 預 金	288	608
定 期 預 金	94,738	92,706
定 期 積 金	6,610	6,613
そ の 他 の 預 金	288	789
借 用 金	—	—
そ の 他 負 債	389	441
未 決 済 為 替 借	52	21
未 払 費 用	10	41
給 付 補 填 備 金	2	1
未 払 法 人 税 等	—	—
前 受 収 益	38	67
払 戻 未 済 金	0	0
払 戻 未 済 持 分	—	—
職 員 預 り 金	40	38
リ ー ス 債 務	—	11
資 産 除 去 債 務	16	17
そ の 他 の 負 債	228	241
賞 与 引 当 金	22	21
退 職 給 付 引 当 金	26	54
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	134	161
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	53	45
偶 発 損 失 引 当 金	56	67
繰 延 税 金 負 債	62	—
債 務 保 証	49	24
負 債 の 部 合 計	172,222	175,247
(純資産の部)		
出 資 金	519	520
普 通 出 資 金	519	520
優 先 出 資 金	—	—
利 益 剰 余 金	8,291	8,416
利 益 準 備 金	523	523
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,767	7,893
特 別 積 立 金	4,464	4,462
(うちとねしんふるさと基金)	(14)	(12)
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,302	3,430
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
会 員 勘 定 合 計	8,810	8,937
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	551	△ 1,044
評 価 ・ 換 算 差 額 金 等 合 計	551	△ 1,044
純 資 産 の 部 合 計	9,362	7,892
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	181,584	183,140

(注) 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：3年～47年
その他：3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上し、また、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,485百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（2019年3月31日現在）
年金資産の額 1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円
差引額 △131,803百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2019年3月分） 0.1939%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金32百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるものであります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額2,968百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は235百万円、延滞債権額は7,415百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8百万円であり、なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は320百万円であり、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,979百万円であり、なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は92百万円であり、
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 3百万円
有価証券 110百万円
担保資産に対応する債務
預金 56百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金2,025百万円を差し入れております。
- 資本金1口当たりの純資産額7,583円98銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱規程等及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、リスク管理委員会において市場リスク（金利リスク・為替リスク・価格変動リスク）を管理しております。
市場リスク管理規程及び方針において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員

会において決定された方針に基づき、必要に応じ理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはコンプライアンス統括部兼リスク管理統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、2020年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で5,602百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (* 1)	22,554	22,576	21
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,295	5,954	659
その他有価証券	59,993	59,993	—
(3) 貸出金 (* 1)	91,070		
貸倒引当金 (* 2)	△ 1,598		
	89,471	92,635	3,163
金融資産 計	177,314	181,159	3,844
(1) 預金積金 (* 1)	174,432	174,473	40
金融負債 計	174,432	174,473	40

(* 1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、取引金融機関から提示された価格、または市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金

融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

また、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、26. から28. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*)	21
合 計	21

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (* 1)	20,554	2,000	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	200	791	1,594	2,709
その他有価証券のうち満期があるもの	2,562	17,476	10,032	16,296
貸出金 (* 2)	16,873	26,259	26,037	14,119
合 計	40,190	46,527	37,664	33,124

(* 1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*)	162,294	10,126	60	253

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,658	1,892	233
	その他	3,027	3,464	437
	小 計	4,685	5,356	670
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	609	597	△ 11
	小 計	609	597	△ 11
合 計		5,295	5,954	659

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	269	229	39
	債券	25,744	25,193	551
	国債	5,029	4,900	129
	地方債	7,566	7,399	167
	短期社債	—	—	—
	社債	13,148	12,893	254
	その他	11,075	10,610	464
	小 計	37,089	36,033	1,055
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	840	1,127	△ 286
	債券	4,791	4,910	△ 119
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	4,791	4,910	△ 119
	その他	17,272	19,156	△ 1,884
	小 計	22,904	25,194	△ 2,290
合 計	59,993	61,228	△ 1,234	

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	12	0	—
債券	400	2	—
その他	—	—	—
合 計	412	3	—

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、7百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末日において時価が帳簿価格を50%以上下回った場合や時価が帳簿価格を30%~50%下回る状態が過去2年間継続した場合、および、時価が帳簿価格を30%~50%下回り当該下落が発行会社の信用リスクに起因すると考えられる場合等であり、ます。

28. 運用目的・満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

29. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,724百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、3,148百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸引当金	1,899百万円
その他有価証券評価差額金	190
減価償却費損金算入限度超過額	28
有価証券償却	92
固定資産の減損損失	27
役員退職慰勞引当金	44
睡眠預金払戻損失引当金	14
偶発損失引当金	18
その他	43
繰延税金資産小計	2,358
評価性引当額	△ 2,026
繰延税金資産合計	331
繰延税金負債	
その他	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産(負債)の純額	331百万円

●役職員の報酬体系の開示

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、常勤役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支給方法

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	127

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」97百万円、「退職慰勞金」30百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度
経常収益	2,740,049	2,782,587
資金運用収益	2,377,215	2,483,502
貸出金利息	1,406,991	1,382,291
預け金利息	29,395	19,931
有価証券利息配当金	918,974	1,059,407
その他の受入利息	21,852	21,871
役務取引等収益	200,429	203,669
受入為替手数料	107,444	107,567
その他の役務収益	92,985	96,101
その他業務収益	50,379	16,399
外国為替売買益	223	—
国債等債券売却益	47,283	2,342
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	2,872	14,057
その他経常収益	112,026	79,016
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	32,783	47,926
株式等売却益	58,001	776
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	21,241	30,313
経常費用	2,476,343	2,570,257
資金調達費用	19,244	16,197
預金利息	17,739	15,203
給付補填備金繰入額	1,317	800
借入金利息	—	—
その他の支払利息	188	192
役務取引等費用	145,548	147,616
支払為替手数料	33,982	33,827
その他の役務費用	111,565	113,789
その他業務費用	70,480	12,540
外国為替売買損	—	31
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	70,480	12,508
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	0	0
経常費用	2,041,341	2,010,677
人件費	1,441,928	1,418,637
物件費	577,621	570,978
税金	21,792	21,060
その他経常費用	199,728	383,226
貸倒引当金繰入額	77,568	90,237
貸出金償却	83,162	252,758
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	7,978
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	0	—
その他の経常費用	38,998	32,252
経常利益	263,705	212,329

(単位：千円)

科 目	2018年度	2019年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	17,226	5,918
固定資産処分損	745	1,222
減損損失	15,480	—
その他の特別損失	1,000	4,696
税引前当期純利益	246,479	206,411
法人税、住民税及び事業税	2,354	57,847
法人税等調整額	△11,588	7,313
当期純利益	255,713	141,251
繰越金(当期首残高)	3,046,055	3,284,699
とねしんふるさと基金 積立金取崩額	1,000	4,696
当期末処分剰余金	3,302,769	3,430,646

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 135円81銭

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2018年度	2019年度
当期末処分剰余金	3,302,769,675	3,430,646,902
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
計	3,302,769,675	3,430,646,902
剰余金処分額	18,070,354	16,990,116
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	15,570,354	15,590,116
(配当率)	(年3%)	(年3%)
特別積立金	2,500,000	1,400,000
うち目的積立金 (とねしんふるさと基金)	(2,500,000)	(1,400,000)
繰越金(当期末残高)	3,284,699,321	3,413,656,786

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき2018年度はEY新日本有限責任監査法人の監査を、2019年度は柄澤公認会計士事務所並びに兒島公認会計士事務所の監査を受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2020年6月26日

利根郡信用金庫
理事長

坂井 隆

監査報告書（監査報告書は決算関係書類に対するものであります）

独立監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

謄本

利根郡信用金庫
理事会 御中

令和2年5月26日

柄澤公認会計士事務所 公認会計士 柄澤 徹 ㊞
群馬県伊勢崎市

兒島公認会計士事務所 公認会計士 兒島 宏和 ㊞
群馬県高崎市

< 計算書類等監査 >

監査意見

私たちは、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、利根郡信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

< 剰余金処分案に対する意見 >

剰余金処分案に対する監査意見

私たちは、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、利根郡信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

私たちは、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。
監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書 謄本

監査報告書

謄本

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理基本方針）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議「内部管理基本方針」の内容は相当であると認めます。

また、当該内部管理基本方針に関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「柄澤公認会計士事務所並びに兒島公認会計士事務所」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年6月3日

利根郡信用金庫

常勤監事 小林 努 ㊞

監事 高井 英昭 ㊞

監事 平田 光一 ㊞

(注) 監事 高井 英昭は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

●主要な事業の状況（直近の5事業年度）

（単位：百万円、千口）

科 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	3,129	2,829	2,828	2,740	2,782
経常利益	515	369	421	263	212
当期純利益	499	397	385	255	141
出資総額	515	516	518	519	520
出資総口数	1,030	1,033	1,037	1,039	1,040
純資産額	8,881	9,000	9,281	9,362	7,892
総資産額	179,307	178,519	179,852	181,584	183,140
預金積金残高	169,433	168,866	169,856	171,426	174,432
貸出金残高	93,406	89,786	90,573	89,496	91,070
有価証券残高	54,304	59,519	61,450	64,829	65,309
単体自己資本比率	11.03%	10.59%	10.67%	10.70%	10.69%
出資に対する配当金（出資1口当たり）	24円	14円	14円	14円	14円
役員数	11人	11人	11人	11人	11人
うち常勤役員数	6人	6人	6人	6人	6人
職員数	205人	198人	190人	185人	177人
会員数	16,939人	16,912人	16,874人	16,815人	16,718人

●業務粗利益

（単位：千円）

科 目	2018年度	2019年度
資金運用収支	2,357,970	2,467,305
資金運用収益	2,377,215	2,483,502
資金調達費用	19,244	16,197
役員取引等収支	54,880	56,053
役員取引等収益	200,429	203,669
役員取引等費用	145,548	147,616
その他業務収支	△20,101	3,859
その他業務収益	50,379	16,399
その他業務費用	70,480	12,540
業務粗利益	2,392,749	2,527,217
業務粗利益率	1.31%	1.38%

- ◆業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100
 ◆国際業務は行ってないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●業務純益

（単位：千円）

科 目	2018年度	2019年度
業務純益	363,280	520,348
実質業務純益	—	547,020
コア業務純益	—	557,187
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く。）	—	526,827

- ◆「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。
 なお、「業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

- ◆業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

- ◆実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

- ◆コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債権償却を通算した損益です。

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

（単位：千円、%）

	2018年度			2019年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	181,841,689	2,377,215	1.30	182,095,600	2,483,502	1.36
貸出金	89,325,144	1,406,991	1.57	89,309,369	1,382,291	1.54
預け金	28,672,482	29,395	0.10	24,877,742	19,931	0.08
有価証券	62,729,810	918,974	1.46	66,710,042	1,059,407	1.58
資金調達勘定	175,711,873	19,244	0.01	175,492,117	16,197	0.00
預金積入金	175,673,604	19,056	0.01	175,447,856	16,004	0.00
借入金	—	—	—	—	—	—
資金運用収支	2,357,970			2,467,305		

- ◆資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2018年度47百万円、2019年度49百万円）を控除して表示しております。
 ◆国際業務は行ってないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	36,383	△ 33,387	2,995	57,185	49,082	106,268
う ち 貸 出 金	2,953	△ 12,660	△ 9,706	△ 226	△ 24,474	△ 24,700
う ち 預 け 金	△ 4,410	△ 4,109	△ 8,520	△ 3,768	△ 5,695	△ 9,464
う ち 有 価 証 券	37,840	△ 16,617	21,222	61,180	79,252	140,433
支 払 利 息	△ 40	△ 19,098	△ 19,138	△ 3	△ 3,048	△ 3,052
う ち 預 金 積 金	△ 40	△ 19,098	△ 19,138	△ 3	△ 3,048	△ 3,052
う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

- ◆ 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
- ◆ 残高による増減の内、預け金については無利息預け金の平均残高（2018年度 47百万円、2019年度 49百万円）を控除して算出しております。
- ◆ 国際業務は行ってないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●役務取引等収支の内訳

(単位：千円)

	2018年度	2019年度
役 務 取 引 等 収 益	200,429	203,669
受 入 為 替 手 数 料	107,444	107,567
そ の 他 の 受 入 手 数 料	92,985	96,101
役 務 取 引 等 費 用	145,548	147,616
支 払 為 替 手 数 料	33,982	33,827
そ の 他 の 支 払 手 数 料	2,469	2,602
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	109,096	111,186
役 務 取 引 等 収 支	54,880	56,053

●その他業務収支の内訳

(単位：千円)

	2018年度	2019年度
そ の 他 業 務 収 益	50,379	16,399
外 国 為 替 売 買 益	223	—
国 債 等 債 券 売 却 益	47,283	2,342
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	2,872	14,057
そ の 他 業 務 費 用	70,480	12,540
外 国 為 替 売 買 損	—	31
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 還 損	70,480	12,508
国 債 等 債 券 償 却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	0	0
そ の 他 業 務 収 支	△ 20,101	3,859

●経費の内訳

(単位：千円)

	2018年度	2019年度
人 件 費	1,441,928	1,418,637
報 酬 給 料 手 当	1,095,483	1,053,927
退 職 給 付 費 用	172,578	180,303
そ の 他	173,866	184,407
物 件 費	577,621	570,978
事 務 費	234,150	233,996
固 定 資 産 費	119,846	122,916
事 業 費	58,817	61,369
人 事 厚 生 費	19,694	21,514
固 定 資 産 償 却	86,188	74,135
そ の 他	58,923	57,046
税 金	21,792	21,060
合 計	2,041,341	2,010,677

●諸比率

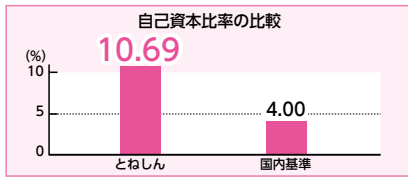
(単位：%)

	2018年度	2019年度
預 貸 率 (期 末)	52.20	52.20
// (期 中 平 均)	50.84	50.90
預 証 率 (期 末)	37.81	37.44
// (期 中 平 均)	35.70	38.02
資 金 運 用 利 回	1.30	1.36
資 金 調 達 原 価 率	1.16	1.13
総 資 金 利 鞘	0.14	0.23
総 資 産 経 常 利 益 率	0.14	0.11
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.13	0.07

- ◆ 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$
- ◆ 国際業務は行ってないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質を示す非常に重要な指標の一つで、自己資本比率が高いほど安全性が高いこととなります。1998年4月から導入された早期是正措置では、国内業務のみを取り扱う金融機関は、自己資本比率が4%を下回ると、金融当局による行政措置が発動されることとなります。当金庫の自己資本比率は10.69%（前年度10.70%）と国内基準4%の2倍強の高い安全性を確保しています。



とねしんの自己資本比率は

$$\frac{\text{自己資本の額 (A)}}{\text{リスク・アセット等の額の合計額 (B)}} = 10.69\%$$

(2020年3月末現在) (単位：百万円)

項目	2018年度	経過措置による額	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,795		8,921
うち、出資金及び資本剰余金の額	519		520
うち、利益剰余金の額	8,291		8,416
うち、外部流出予定額 (△)	15		15
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	88		115
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	88		115
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第7項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,884		9,037
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	78	—	78
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	78	—	78
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	14	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	92		78
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (A)	8,791		8,958
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	77,574		79,060
資産（オン・バランス）項目	76,904		78,483
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,920		△2,520
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△1,920		△2,520
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オフ・バランス取引等項目	663		571
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—		—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	5		5
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,566		4,668
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (B)	82,140		83,728
自己資本比率			
自己資本比率 ((A) / (B))	10.70%		10.69%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準金庫であります。

自己資本の充実の状況について

バーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」〈定性的な開示事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目で構成されています。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・日本格付投資情報センター (R & I)
- ・日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ (Moody's)
- ・S & Pグローバル・レーティング (S & P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいいます。具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約束手書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫における派生商品取引に該当するものは、投資信託の内訳の一部のみであり、含まれるリスクの影響は限定的であります。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分れますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものがすべてであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、投資枠内での取引に限定するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・日本格付投資情報センター (R & I)
- ・日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ (Moody's)
- ・S & Pグローバル・レーティング (S & P)

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測にしましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、「余資運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛け、同基準に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における金利感応資産・負債を対象として、金利変動による経済価値変化の指標である $\Delta E V E$ 及び期間損益変化の指標である $\Delta N I I$ を複数の金利シナリオにて計測し、リスク管理委員会に協議検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨毎に算出した $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ が正となる通貨のみを単純合算しております。

(f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ と $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の最大値は、対前年度比359百万円減少しております。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 $\Delta E V E$ については、金利の上昇シナリオが最大値となっており、自己資本の額に占める割合は56.14%となっております。

B. 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が許容リスク枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、B P V等の金利リスク管理指標、過去の事例やシナリオに基づく金利変動による影響等も計測し、リスク管理委員会で検証しております。

バーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」〈定量的な開示事項〉

(1) 自己資本の構成に関する事項 38 ページ参照
 (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	77,574	3,102	79,060	3,162
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	76,612	3,064	78,802	3,152
(i) ソブリン向け	543	21	414	16
(ii) 金融機関向け	8,714	348	8,931	357
(iii) 法人等向け	35,563	1,422	35,727	1,429
(iv) 中小企業等・個人向け	8,295	331	8,279	331
(v) 抵当権付住宅ローン	2,189	87	2,298	91
(vi) 不動産取得等事業向け	4,312	172	5,100	204
(vii) 3ヵ月以上延滞等	1,011	40	952	38
(viii) 取立未済手形	5	0	4	0
(ix) 信用保証協会等による保証付	367	14	374	14
(x) 出資等	4,526	181	6,426	257
(xi) 上記以外	11,082	443	10,293	411
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	4,717	188	4,217	168
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,011	40	986	39
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	335	13	353	14
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	3	0	3	0
上記以外のエクスポージャー	5,014	200	4,731	189
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③-1 複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンドのうち、個々の資産の把握が困難な資産)	—	—	—	—
③-2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,212	88	2,201	88
ルック・スルー方式	2,212	88	2,201	88
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,920	△ 76	△ 2,520	△ 100
⑤オフ・バランス取引等	663	26	571	22
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	5	0	5	0
ロ. オペレーショナル・リスク	4,566	182	4,668	186
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	82,140	3,285	83,728	3,349

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引との与信相当額のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方公共企業等金融機構、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法＞}}{\text{粗利益 (直近 3 年間のうち正の値の合計額) } \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

＜業種別及び残存期間別＞

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	2018年度	2019年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
			2018年度	2019年度	2018年度	2019年度				
国 内	155,683	158,736	123,979	126,973	31,704	31,762	—	—	1,768	1,750
国 外	19,383	20,689	500	—	18,883	20,689	—	—	—	—
地 域 別 合 計	175,067	179,425	124,479	126,973	50,587	52,452	—	—	1,768	1,750
製 造 業	6,184	7,613	5,184	5,013	999	2,600	—	—	69	59
農 ・ 林 業	669	640	669	640	—	—	—	—	—	—
漁 業	2	8	2	8	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	237	256	237	256	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,164	4,882	3,964	4,582	200	300	—	—	181	190
電気・ガス・熱供給・水道業	4,625	4,939	1,324	1,438	3,300	3,500	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,956	2,116	255	216	1,700	1,900	—	—	0	0
運 輸 業、 郵 便 業	2,089	2,108	723	840	1,365	1,268	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	9,881	9,909	8,373	8,403	1,507	1,506	—	—	251	208
金 融 ・ 保 険 業	55,906	58,656	33,903	36,896	22,003	21,760	—	—	—	—
不 動 産 業	13,066	15,171	10,746	12,951	2,319	2,219	—	—	54	50
物 品 質 貸 業	9	8	9	8	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	53	52	53	52	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	4,852	4,355	4,852	4,355	—	—	—	—	353	422
飲 食 業	984	835	984	835	—	—	—	—	41	111
生活関連サービス業、娯楽業	3,151	2,724	3,151	2,724	—	—	—	—	265	219
教 育、 学 習 支 援 業	304	269	304	269	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	3,125	2,520	3,125	2,520	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	5,206	4,304	5,106	4,204	99	99	—	—	388	354
国・地方公共団体等	29,696	28,751	17,312	16,365	12,384	12,385	—	—	—	—
個 人	18,389	18,643	18,389	18,643	—	—	—	—	161	132
そ の 他	10,507	10,655	5,802	5,745	4,704	4,910	—	—	—	—
業 種 別 合 計	175,067	179,425	124,479	126,973	50,587	52,452	—	—	1,768	1,750
1 年 以 下	36,216	33,207	32,254	30,454	3,961	2,753	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	17,750	20,691	10,084	10,954	7,665	9,737	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	18,451	16,746	9,978	8,508	8,473	8,238	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	15,824	12,549	8,139	6,224	7,684	6,325	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	22,320	26,052	15,114	20,263	7,205	5,789	—	—	—	—
10 年 超	49,610	51,577	34,014	31,969	15,596	19,607	—	—	—	—
期間の定めのないもの	14,892	18,599	14,892	18,599	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	175,067	179,425	124,479	126,973	50,587	52,452	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いておきます。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 「上記のその他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	期首残高		期中増減額		期末残高		貸出金償却	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
	製造業	163	135	△27	△78	135	56	2
農林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	221	197	△24	△19	197	177	—	31
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	117	266	148	36	266	302	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	308	270	△38	△22	270	247	—	—
物品賃借業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	420	384	△35	△76	384	308	29	94
飲食業	160	130	△30	△17	130	112	40	5
生活関連サービス業、娯楽業	47	45	△2	20	45	66	0	—
教育、学習支援業	5	1	△3	△0	1	1	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	188	171	△16	△15	171	156	6	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	37	31	△6	23	31	54	3	—
合計	1,672	1,634	△37	△151	1,634	1,483	83	252

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	430	35,805	428	35,832
10%	—	9,011	—	7,784
20%	7,772	37,080	8,774	39,079
35%	—	6,296	—	6,603
40%	—	—	—	500
50%	11,801	3,146	13,463	3,353
70%	—	3,800	—	2,900
75%	—	9,685	—	9,300
100%	4,805	44,462	5,604	45,451
150%	—	158	—	145
200%	—	—	—	—
250%	—	809	—	202
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小計	24,810	150,257	28,271	151,154
合計	175,067		179,425	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,726	5,414	6,897	7,008	—	—
①ソブリン向け		—	—	1,049	901	—	—
②金融機関向け		—	—	445	442	—	—
③法人等向け		3,994	3,895	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		1,659	1,471	5,082	5,358	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		0	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		—	10	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等		—	—	2	1	—	—
⑧上記以外		71	36	316	304	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	281	262

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実施した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	624	731	624	731
(i) 外国為替関連取引	379	458	379	458
(ii) 金利関連取引	2	8	2	8
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	55	67	55	67
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	178	197	178	197
(vii) クレジット・デリバティブ	7	0	7	0
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	624	731	624	731

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当ありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

- ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く) 該当ありません。
 - b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。
- ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
 - a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く) 該当ありません。
 - b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。
- ③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 該当ありません。
- ④ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,365	1,365	1,228	1,228
非 上 場 株 式 等	848	—	852	—
合 計	2,213	1,365	2,081	1,228

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売 却 益	58	0
売 却 損	—	—
償 却	—	7

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	△ 50	△ 229

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,777	7,467
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1					
項 番		△ EVE		△ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,029	5,388	14	
2	下方パラレルシフト	0	0	14	
3	スティープ化	4,170	4,332		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,029	5,388		
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,958		8,791	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成 31 年金融庁告示第 3 号 (2019 年 2 月 18 日) による改正を受け、2020 年 3 月末から△N I I を開示することになりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。

管理債権等の状況

1. リスク管理債権の状況

リスク管理債権の手当は、万全です！

2020年3月末において、当金庫の破綻先債権は2億35百万円、延滞債権は74億15百万円、3カ月以上延滞債権は8百万円、貸出条件緩和債権は3億20百万円、合計79億79百万円となっております。リスク管理債権合計額79億79百万円のうち、担保・保証等により44億55百万円が保全されており、また、債権ごと個々に積んでいる引当金が14億86百万円あり、リスク管理債権に対する保全率は74.47%と高

い水準にあります。さらに、信用金庫の自己資本ともいえる会員勘定に、特別積立金44億62百万円（うち目的積立金12百万円）を積み立てておりますので、当金庫のリスク管理債権に対する備えは万全となっております。

「とねしん」は、今後も経営管理体制を充実させ、リスク管理を徹底し、皆様に安心してお取引いただける健全な経営体質の構築に努めます。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)	
破綻先債権	2018年度	232	171	61	100.00
	2019年度	235	173	61	100.00
延滞債権	2018年度	7,671	4,091	1,573	73.83
	2019年度	7,415	4,134	1,421	74.93
3カ月以上延滞債権	2018年度	9	—	0	0.18
	2019年度	8	—	0	1.08
貸出条件緩和債権	2018年度	322	154	0	48.14
	2019年度	320	147	3	47.12
合計	2018年度	8,236	4,417	1,635	73.48
	2019年度	7,979	4,455	1,486	74.47

※比率は円単位で計算しています。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

2. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法に基づく資産の査定結果

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」に基づき、資産の査定結果について以下のとおり開示いたします。

なお、ここでいう債権には貸出金以外の債権も含まれておりますので、「リスク管理債権（貸出金のみ対象）」とは合計額が異なります。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

	開示残高 (A)	保全額 (B)		保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)		
		担保・保証等 による回収見 込額 (C)	貸倒引当金 (D)				
金融再生法上の不良債権	2018年度	8,239	6,055	4,419	1,635	73.49	42.82
	2019年度	7,984	5,947	4,460	1,486	74.49	42.19
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2018年度	1,877	1,877	1,531	345	100.00	100.00
	2019年度	2,576	2,576	2,140	435	100.00	100.00
危険債権	2018年度	6,029	4,022	2,732	1,289	66.71	39.12
	2019年度	5,078	3,220	2,172	1,047	63.40	36.04
要管理債権	2018年度	332	155	154	0	46.72	0.35
	2019年度	329	150	147	3	45.87	1.96
正 常 債 権	2018年度	81,382	※比率は円単位で計算しています。				
	2019年度	83,180					
合 計	2018年度	89,621					
	2019年度	91,164					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

3. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2018年度					2019年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	89	88	—	89	88	88	115	—	88	115
個別貸倒引当金	1,672	1,634	115	1,557	1,634	1,634	1,483	215	1,419	1,483
合 計	1,761	1,723	115	1,646	1,723	1,723	1,598	215	1,508	1,598

4. 貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	2018年度	2019年度
貸 出 金 償 却 額	83,162	252,758

預金業務

●預金科目別残高

(単位：百万円、%)

科目	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	909	0.5	941	0.5
普通預金	67,663	39.4	71,794	41.1
貯蓄預金	928	0.5	978	0.5
通知預金	288	0.1	608	0.3
その他の預金	288	0.1	789	0.4
定期預金	94,738	55.2	92,706	53.1
(固定金利定期預金)	(94,670)	(55.2)	(92,643)	(53.1)
(変動金利定期預金)	(67)	(0.0)	(62)	(0.0)
(その他定期預金)	—	—	—	—
定期積金	6,610	3.8	6,613	3.7
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	171,426	100.0	174,432	100.0

●流動性預金、定期性預金等の平均残高

(単位：百万円、%)

科目	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	68,834	39.1	72,405	41.2
定期性預金	106,530	60.6	102,724	58.5
その他の預金	309	0.1	317	0.1
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	175,673	100.0	175,447	100.0

◆流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金 ◆定期性預金＝定期預金＋定期積金

◆その他の預金＝別段預金＋納税準備預金

◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●預金者別・会員会員外別残高

(単位：百万円、%)

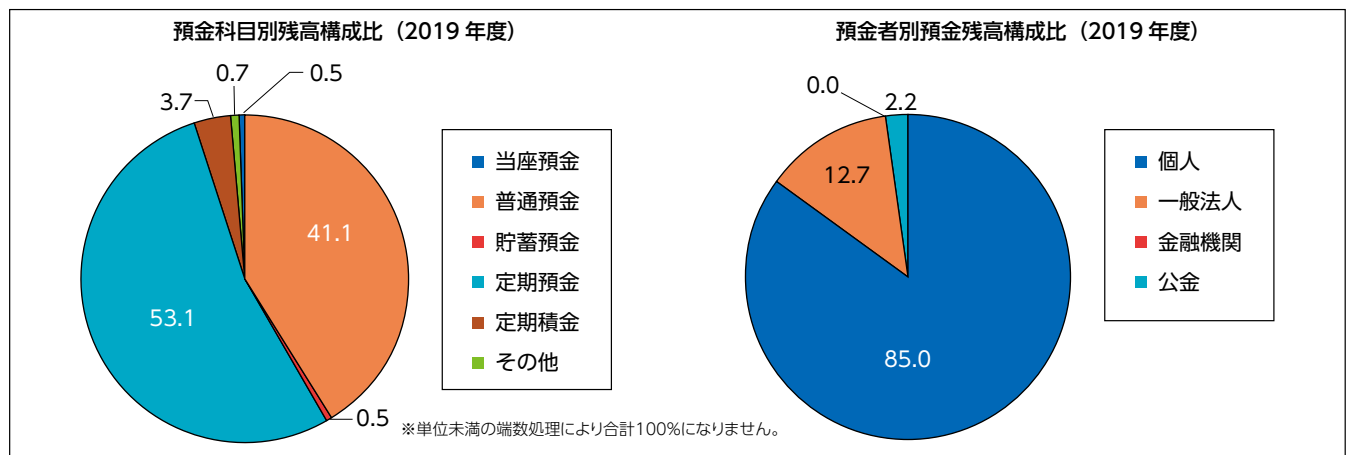
科目	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	146,572	85.5	148,345	85.0
一般法人	21,447	12.5	22,228	12.7
金融機関	3	0.0	2	0.0
公金	3,403	1.9	3,856	2.2
合計	171,426	100.0	174,432	100.0
(会員)	(58,898)	(34.3)	(60,889)	(34.9)
(会員外)	(112,527)	(65.6)	(113,543)	(65.0)

●財形貯蓄残高

(単位：百万円、%)

科目	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
財形貯蓄預金	533	0.3	532	0.3

※構成比は、総預金残高に対する割合を表示してあります。



融資業務

●貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

科 目	2018年度		2019年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割 引 手 形	103	0.1	92	0.1
手 形 貸 付	5,060	5.6	5,292	5.8
証 書 貸 付	81,177	90.7	82,569	90.6
当 座 貸 越	3,154	3.5	3,115	3.4
合 計	89,496	100.0	91,070	100.0
(うち変動金利)	(30,225)	(33.7)	(30,394)	(33.3)
(うち固定金利)	(59,271)	(66.2)	(60,675)	(66.6)

●貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割 引 手 形	102	0.1	77	0.0
手 形 貸 付	4,567	5.1	5,287	5.9
証 書 貸 付	81,883	91.6	81,347	91.0
当 座 貸 越	2,771	3.1	2,596	2.9
合 計	89,325	100.0	89,309	100.0

◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業 種 区 分	2018年度			2019年度		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製 造 業	93	4,397	4.9	92	4,173	4.5
農 業、林 業	39	551	0.6	36	527	0.5
漁 業	1	2	0.0	1	8	0.0
鉱 業、採石業、砂利採取業	3	237	0.2	3	256	0.2
建 設 業	178	3,731	4.1	179	4,320	4.7
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	9	1,287	1.4	11	1,411	1.5
情 報 通 信 業	2	216	0.2	2	177	0.1
運 輸 業、郵 便 業	20	709	0.7	19	827	0.9
卸 売 業、小 売 業	187	8,124	9.0	188	8,162	8.9
金 融 業、保 険 業	13	8,735	9.7	12	12,664	13.9
不 動 産 業	64	7,586	8.4	65	7,909	8.6
物 品 賃 貸 業	1	9	0.0	1	8	0.0
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	5	53	0.0	4	52	0.0
宿 泊 業	108	4,800	5.3	101	4,301	4.7
飲 食 業	65	903	1.0	58	757	0.8
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	31	3,099	3.4	27	2,674	2.9
教 育、学 習 支 援 業	4	303	0.3	3	268	0.2
医 療、福 祉	28	3,032	3.3	24	2,408	2.6
そ の 他 の サ ー ビ ス	114	5,022	5.6	113	4,088	4.4
小 計	965	52,805	59.0	939	55,000	60.3
地 方 公 共 団 体	12	17,279	19.3	12	16,341	17.9
個 人 (住 宅、消 費、納 税 資 金 等)	5,002	19,411	21.6	4,845	19,728	21.6
合 計	5,979	89,496	100.0	5,796	91,070	100.0

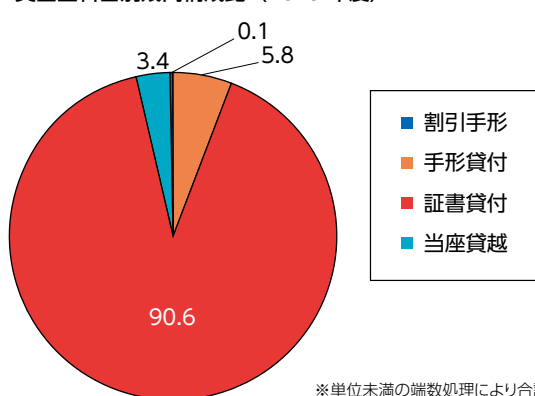
※ 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●会員会員外貸出金残高

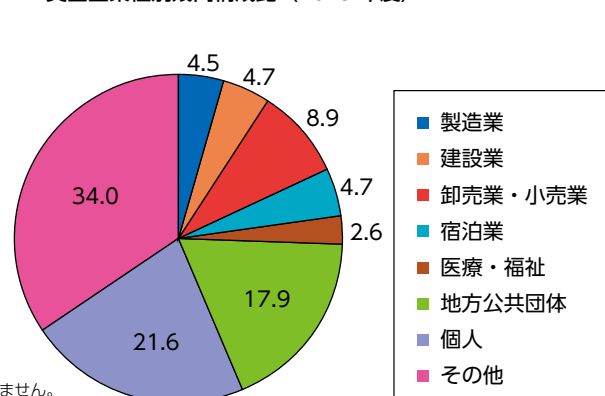
(単位：百万円、%)

科 目	2018年度		2019年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員	58,515	65.3	58,181	63.8
会 員 外	30,980	34.6	32,888	36.1
合 計	89,496	100.0	91,070	100.0

貸出金科目別残高構成比 (2019年度)



貸出金業種別残高構成比 (2019年度)



※単位未満の端数処理により合計100%になりません。

●貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	35,795	39.9	35,970	39.4
運転資金	53,700	60.0	55,099	60.5
合計	89,496	100.0	91,070	100.0

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
消費者ローン	3,409	3.8	3,441	3.7
住宅ローン	12,613	14.0	12,835	14.0

※ 構成比は、総貸出金残高に対する割合を表示してあります。

※ 住宅ローンは、個人住宅関連の長期資金総額から住宅関連の消費者ローンを除いた金額を表示してあります。

●貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	2,094	2.3	1,822	2.0
有価証券	2	0.0	—	—
不動産	1,263	1.4	1,398	1.5
不動産	16,691	18.6	16,017	17.5
その他	—	—	—	—
計	20,052	22.4	19,237	21.1
信用保証協会・信用保険	13,796	15.4	14,099	15.4
保証	16,398	18.3	15,743	17.2
信用	39,247	43.8	41,989	46.1
合計	89,496	100.0	91,070	100.0

●代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
信金中央金庫	—	—	—	—
日本政策金融公庫(中小企業金融)	—	—	—	—
日本政策金融公庫(国民生活金融)	11	1.1	11	1.3
日本政策金融公庫(農林漁業金融)	145	14.7	121	14.5
住宅金融支援機構	819	83.0	688	82.8
その他	9	0.9	9	1.0
合計	986	100.0	830	100.0

●債務保証残高の内訳

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
信金中央金庫	—	—	—	—
日本政策金融公庫(中小企業金融)	—	—	—	—
日本政策金融公庫(国民生活衛生)	—	—	—	—
日本政策金融公庫(農林漁業金融)	12	25.5	10	40.9
日本政策金融公庫(国金教育貸)	2	4.5	2	9.1
その他	34	69.8	12	49.8
合計	49	100.0	24	100.0

※ 構成比は、千円単位で計算しています。

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他	15	30.1	12	50.1
計	15	30.1	12	50.1
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	34	68.6	11	46.7
信用	0	1.1	0	3.1
合計	49	100.0	24	100.0

※ 構成比は、千円単位で計算しています。

その他業務

●有価証券の種類別残高

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	5,090	7.8	5,029	7.7
地方債	7,639	11.7	7,566	11.5
短期社債	—	—	—	—
社債	19,771	30.4	19,597	30.0
株式	1,257	1.9	1,130	1.7
外国証券	19,273	29.7	20,133	30.8
投資信託	11,672	18.0	11,731	17.9
その他の証券	125	0.1	119	0.1
合計	64,829	100.0	65,309	100.0

●有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	4,901	7.8	4,901	7.3
地方債	7,457	11.8	7,399	11.0
短期社債	—	—	—	—
社債	19,421	30.9	19,951	29.9
株式	1,287	2.0	1,329	1.9
外国証券	18,732	29.8	21,079	31.5
投資信託	10,826	17.2	11,945	17.9
その他の証券	102	0.1	102	0.1
合計	62,729	100.0	66,710	100.0

●有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	2018年度								2019年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	1,444	2,490	1,037	—	117	—	5,090	202	2,449	2,261	—	—	115	—	5,029
地方債	—	2,979	3,199	1,346	—	113	—	7,639	—	4,986	2,357	—	110	—	112	7,566
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,479	2,646	2,528	3,218	1,533	6,365	—	19,771	2,117	1,857	2,264	3,017	1,614	8,725	—	19,597
株式	—	—	—	—	—	—	1,257	1,257	—	—	—	—	—	—	1,130	1,130
外国証券	502	759	508	2,309	5,545	9,151	495	19,273	443	613	1,475	3,022	3,862	10,052	664	20,133
投資信託	—	—	—	—	—	—	11,672	11,672	—	—	—	—	—	—	11,731	11,731
その他の証券	—	—	—	—	—	—	125	125	—	—	—	—	—	—	119	119

●有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,650	1,920	270	1,658	1,892	233
	その他	3,732	4,210	478	3,027	3,464	437
	小計	5,382	6,131	748	4,685	5,356	670
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	200	196	△3	609	597	△11
	小計	200	196	△3	609	597	△11
合計		5,582	6,328	745	5,295	5,954	659

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	456	399	56	269	229	39
	債券	30,253	29,453	799	25,744	25,193	551
	国債	5,090	4,900	189	5,029	4,900	129
	地方債	7,639	7,399	240	7,566	7,399	167
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	17,523	17,153	369	13,148	12,893	254
	その他	14,023	13,326	697	11,075	10,610	464
	小計	44,733	43,179	1,553	37,089	36,033	1,055
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	783	914	△130	840	1,127	△286
	債券	597	599	△2	4,791	4,910	△119
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	597	599	△2	4,791	4,910	△119
	その他	13,115	13,772	△657	17,272	19,156	△1,884
	小計	14,496	15,287	△790	22,904	25,194	△2,290
合計	59,229	58,466	762	59,993	61,228	△1,234	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
非上場株式	17	—	21	—
組合出資金	—	—	—	—
合計	17	—	21	—

●金銭の信託の時価情報

満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時価	差額	2018年度		2019年度		貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
			うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの					
0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	—	

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

オフバランス取引状況…該当する取引はありません。
デリバティブ取引…該当する取引はありません。
先物取引の時価情報…該当する取引はありません。

オプション取引の時価情報…該当する取引はありません。
商品有価証券取引及び種類別平均残高…該当する取引はありません。

公共債ディーリング実績…該当する取引はありません。
外国為替取扱高…外貨両替のみ取扱しております。
外貨建資産残高…該当する取引はありません。

信金中央金庫のご案内



信金中央金庫

～信用金庫のセントラルバンク～

SCB

Shinkin Central Bank

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫業界において「信用金庫の業務にかかるサポート」、「信用金庫の経営にかかるサポート」、「信用金庫業界の資金運用」という3つの機能を併せ持っています。

また、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて38兆6,561億円（2020年3月末残高）、総資産は40兆6,332億円（同）にのぼっています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

地域金融に貢献

信金中金

- 資産運用額
..... 39兆3,076億円
- 単体自己資本比率
(国内基準)
..... 25.18%
- 単体不良債権比率
..... 0.27%



信用金庫

- 預金量
..... 145兆2,739億円
- 信用金庫数
..... 255金庫
- 役員員数
..... 10万4,039人

強固なネットワーク

上記計数は、2020年3月末現在

信用金庫の業務にかかるサポート

- ①信用金庫の地域金融・中小企業金融などのサポート（中小企業のライフステージに応じた各種支援等）
- ②信用金庫業界のネットワークなどを活用した支援（各種マッチング支援等）
- ③フィンテックの活用に向けた取組み
- ④信用金庫の決済業務のサポート
- ⑤信用金庫に対する情報提供活動など

信用金庫の経営にかかるサポート

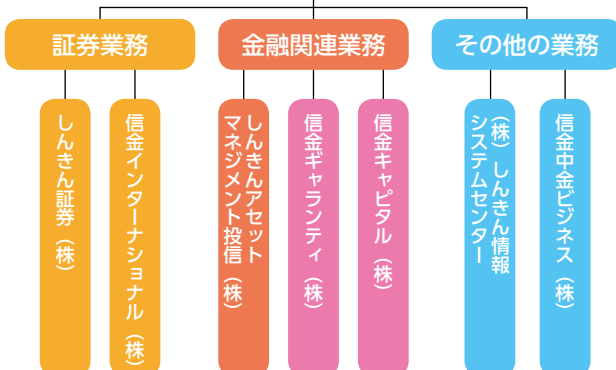
- ①信用金庫に対する金融商品の提供
- ②信用金庫の業務効率化・経費削減
- ③信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ④信用金庫業界の信用力の維持・向上
- ⑤信用金庫の市場関連業務のサポート
- ⑥信用金庫の人材育成のサポートなど

信用金庫業界の資金運用

- ①総合的な金融サービスを提供する金融機関（預金業務、債券（金融債）業務、融資業務、市場運用業務、トレーディング業務、決済業務、信託業務など）
- ②総額約39兆円の運用資産を有するわが国金融証券市場における「有数の機関投資家」

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ



格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2020年5月末現在

信用金庫の開示項目

このディスクロージャー誌は信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づき作成しておりますが、その記載事項は以下のページに掲載しております。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 …………… 13
- (2) 理事・監事の氏名及び役職名 …………… 13
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 …………… 34・35
- (4) 事務所の名称及び所在地 …………… 13・14
- (5) 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に
関する事項 …………… 該当ありません

2. 金庫の主要な事業の内容 …………… 21

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 …………… 29
- (2) 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況
 - ① 経常収益 …………… 36
 - ② 経常利益又は経常損失 …………… 36
 - ③ 当期純利益又は当期純損失 …………… 36
 - ④ 出資総額及び出資総口数 …………… 36
 - ⑤ 純資産額 …………… 36
 - ⑥ 総資産額 …………… 36
 - ⑦ 預金積金残高 …………… 36
 - ⑧ 貸出金残高 …………… 36
 - ⑨ 有価証券残高 …………… 36
 - ⑩ 単体自己資本比率 …………… 36
 - ⑪ 出資に対する配当金 …………… 36
 - ⑫ 職員数 …………… 36
- (3) 直近の 2 事業年度における事業の状況
 - ① 主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、
実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益
(投資信託解約損益を除く。) …………… 36
 - イ. 資金運用収支、役員取引等収支及び
その他業務収支 …………… 36・37
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均
残高、利息、利回り及び総資金利鞘 …………… 36・37
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減 …………… 37
 - オ. 総資産経常利益率 …………… 37
 - カ. 総資産当期純利益率 …………… 37
 - ② 預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
その他の預金の平均残高 …………… 45
 - イ. 固定・変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高 …………… 45
 - ③ 貸出金等に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高 …………… 46
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高 …………… 46
 - ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、
動産、不動産、保証及び信用の区分）の
貸出金残高及び債務保証見返額 …………… 47
 - エ. 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の
貸出金の残高 …………… 47

- オ. 業種別の貸出金の残高及び
貸出金総額に占める割合 …………… 46
- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 …………… 37
- ④ 有価証券に関する指標
 - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
…………… 該当ありません
 - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 …… 48
 - ウ. 有価証券の種類別の平均残高 …………… 48
 - エ. 預証率の期末値及び期中平均値 …………… 37

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 …………… 19・20
- (2) 法令等遵守の体制 …………… 17
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の
活性化のための取り組みの状況 …………… 9・10
- (4) 金融 ADR 制度への対応 …………… 18

5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
又は損失金処理計算書 …………… 30～34
- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ① 破綻先債権に該当する貸出金 …………… 43
 - ② 延滞債権に該当する貸出金 …………… 43
 - ③ 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 …… 43
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 …… 43
- (3) 自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況
 - ① 自己資本の状況 …………… 38
 - ② パーゼルⅢ第 3 の柱における
「自己資本の充実の状況について」 …… 39～42
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益
 - ① 有価証券 …………… 48
 - ② 金銭の信託 …………… 48
 - ③ 規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引 …… 48
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 44
- (6) 貸出金償却の額 …………… 44
- (7) 貸借対照表・損益計算書及び
剰余金処分計算書等について
会計監査人の監査を受けている旨 …… 34・35

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁 長官が別に定めるもの …………… 33

7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、 その旨及びその内容、当該重要事象等についての分 析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改 善するための対応策の具体的内容 …… 該当ありません

あなたとまちと
フェイスtoフェイス




Face to Face



御殿桜

地域ファースト/お客様ファースト
～地域の発展とお客様へ幸せを運ぶ信金を目指して～

 **利根郡信用金庫**

<http://www.toneshin.co.jp>

